

第 5 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成22年11月 2 日

(平成21年度決算)

(農林水産部・警察本部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成22年11月2日(火曜日)

午後2時20分開議  
午後4時29分休憩  
午後4時34分開議  
午後5時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第17号 平成21年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第18号 平成21年度熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第27号 平成21年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第28号 平成21年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 馬場 成 志
- 副委員長 溝口 幸 治
- 委員 児玉 文 雄
- 委員 村上 寅 美
- 委員 鬼海 洋 一
- 委員 中原 隆 博
- 委員 大西 一 史
- 委員 九谷 弘 一
- 委員 内野 幸 喜
- 委員 高木 健 次
- 委員 増永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 廣田 大作
- 総括審議員兼
- 農業振興局長 福島 淳
- 次長 梅本 茂
- 次長 麻生 秀則
- 次長 大薄 孝一
- 次長 下林 恭
- 次長 神戸 和生
- 首席農林水産審議員兼
- 農林水産政策課長 白濱 良一
- 農林水産政策監 国枝 玄
- 団体支援総室長 牧野 俊彦
- 団体支援総室副総室長 田中 龍一
- 農林水産政策監兼
- 団体検査室長 與田 博
- 農業技術課長 佐藤 巖
- 農産課長 本田 健志
- 園芸課長 城 啓人
- 畜産課長 高野 敏則
- 農村計画・技術管理課長 宮崎 雅夫
- 農林水産技術管理監兼
- 技術管理室長 大里 正明
- 農村整備課長 田上 哲哉
- 森林整備課長 河合 正宏
- 林業振興課長 藤崎 岩男
- 森林保全課長 久保 尋歳
- 水産振興課長 鎌賀 泰文
- 漁港漁場整備課長 尾山 佳人
- 首席農林水産審議員兼
- 農地・農業振興課長 村山 栄一
- 担い手・企業参入
- 支援課長 浜田 義之
- 農産物流通企画課長 板東 良明
- 警察本部
- 本部長 中尾 克彦
- 警務部長 金高 弘典

生活安全部長 吉 村 郁 也  
 刑事部長 吉 田 親 一  
 交通部長 富 永 義 喜  
 警備部長 古 川 隆 幸  
 首席監察官 中 野 洋 信  
 参事官兼警務課長 池 部 正 剛  
 参事官兼会計課長 緒 方 博 文  
 管理官兼会計課次席 高 木 良 一  
 会計課課長補佐 平 山 浩 之  
 総務課長 吹 原 直 也  
 厚生課長 東 哲 雄  
 参事官兼  
 生活安全企画課長 那 須 賢 兒  
 参事官（地域）木 庭 強  
 参事官兼刑事企画課長 本 山 秀 樹  
 参事官（組織犯罪対策）吉 長 立 志  
 参事官兼交通企画課長 田 上 隆 章  
 参事官（運転免許）江 藤 弘 文  
 交通指導課長 奥 田 隆 久  
 交通規制課長 高 野 利 文  
 参事官兼警備第一課長 中 島 憲 一

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 富 永 安 昭  
 首席会計審議員兼  
 会計課長 田 上 勲

監査委員事務局職員出席者

事務局長 林 田 直 志  
 監査監 山 中 和 彦

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦  
 議事課課長補佐 上 野 弘 成  
 議事課課長補佐 堀 田 宗 作

午後2時20分開議

○馬場成志委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出

がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、初めに農林水産部の審査を行い、その後、警察本部の審査を行うこととしております。

それでは、これより農林水産部の審査を行います。

まず、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長、総室長から、順次説明をお願いします。

初めに、廣田部長からお願いします。

○廣田農林水産部長 平成21年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において、施策推進上改善または検討を要するものとして御指摘のありました事項のうち、農林水産部関係の事項について、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部共通事項として、「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、さらに一層効果的で徹底した徴収促進に努めること。」、また、農林水産部の事項として、「国営土地改良事業負担金の収入未済額は、依然として高い額となっている。地域の担い手の経営規模拡大や企業参入の支援などの営農支援を図るなどして、収入未済の解消に努めること。」との御指摘がございました。

収入未済の解消のための取り組みとして、まず、農業改良資金等の貸付金の未収金につきましては、延滞に至った原因の多くが農林水産物の価格低迷や販売不振などによる経営不振ということもあり、債務者のみの責めにもできないため、関係機関である農協、森林組合、漁協とも連携し、各延滞者の経営指導、あるいは連帯保証人も含めた分納返済などの償還計画を指導するなど、それぞれの実情に応じた収入未済の解消に努めておりま

す。

また、国営土地改良事業費負担金の収入未済の解消につきましては、未納が発生している地区の農業所得を向上させ、経営の安定を図るために、県、市町村、農業団体などの関係機関を構成員とする営農対策協議会を開催し、農作物の栽培や農地の有効利用について改善を図るよう検討を重ねております。

このような取り組みの結果、企業参入による農地の有効利用が図られたり、県の耕作放棄地解消緊急対策事業を利用した土地の売買契約が成立するなど、未収金の解消につながることができました。

このほかの未収金につきましても、それぞれの実情に応じた強制執行も含め、債権回収計画を立て、計画に沿った取り組みを行い、収入未済の解消に努めております。

続きまして、農林水産部における一般会計、特別会計の平成21年度決算の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、収入済み額は431億8,068万1,000円で、調定額に対する収入率は99.3%となっております。

収入未済額は、2億9,104万5,000円及び不納欠損額は8万8,000円でございます。

次に、歳出決算でございます。

一般会計、特別会計合わせまして、予算現額901億12万3,000円に対し、支出済み額680億3,480万8,000円で、75.5%の執行率となっております。

翌年度への繰越額は、200億7,353万2,000円で、前年度の繰越額より約122億円増加しておりますが、これは、経済対策を講じるため、年度末に予算を追加計上したことなどによるものです。

また、不用額は19億9,178万3,000円でございますが、これは、補助事業などにおける要望額の減による事業量の減少や経費節減等による執行残、農業改良資金を初めとする各種

貸付金において、貸付金枠に対し需要が当初見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上が農林水産部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長、総室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○馬場成志委員長 それでは、引き続き、各課長、総室長から説明をお願いします。

白濱農林水産政策課長。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず、本年度定期監査での公表事項につきまして御説明を……

○馬場成志委員長 座ってどうぞ。

○白濱農林水産政策課長 よろしいですか。済みません。

当課所管の水産研究センターにおけます指摘事項としまして、収入事務におけます重複徴収や決裁日付印の漏れ等があったこと、また、物品購入に係る経理処理のおくれにつきまして指摘がございました。

収入事務における重複徴収分につきましては、現在返還の手続を進めており、物品購入に係る経理処理につきましては、このようなことが発生しないよう、関係制度の周知や法令順守意識を高めるための研修会を実施することによりまして、適正な事務処理を徹底いたします。

次に、お手元の決算特別委員会説明資料に沿って説明をさせていただきます。

農林水産政策課の歳入につきましては、2ページから7ページまででございます。予算現額と収入済み額につきましては、差額が大きいもののみ説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

不納欠損額はございません。上から3段目、使用料のうち農業公園使用料につきまして74万円余の収入未済額がございます。

これは、農業公園内にありましたレストランの使用許可を受けていたものが、経営悪化によりまして滞納が生じたものでございます。未収金につきましては、分納誓約書に基づきまして、毎月滞納者宅を訪問し、3万ないし5万ずつ分納を受けております。

引き続き、未収金の早期回収に向けまして適正に管理してまいる所存でございます。

それから、3ページをお願いします。

予算現額と収入済み額との比較で、農業費国庫補助金が2億6,619万円余、林業費国庫補助金が9,881万円余、水産業費国庫補助金が6,026万円の差が生じておりますけれども、いずれも繰り越しによる減でございます。

5ページをお願いします。

上から2段目の農畜産物売り払い収入につきまして、1,315万円余の増額が生じておりますが、これは農業研究センターにおけます生産物の出荷量の増加及び市場価格の変動に伴う収入増でございます。

6ページをお願いいたします。

違約金及び遅延利息のうち、下から4段目の工事契約違約金としまして671万円余の増額が生じておりますが、これは球磨地域振興局における工事の契約解除に伴う違約金等でございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

1段目の総務費の一般管理費につきましては、翌年度繰越額及び不用額等もございません。

最下段の農業総務費の不用額につきましては、事業量の減少に伴う執行残や人件費の執行残等でございます。

9ページをお願いいたします。

中段の農業研究センター費の翌年度繰越額2億6,619万円余につきましては、国の経済対策交付金事業を活用し、老朽化した施設の改修整備等を繰り越したものでございます。繰り越しにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

なお、上中下段ともに、それぞれ不用額がございますが、それぞれ経費節減等による執行減や人件費の執行残等でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

4段目の林業研究指導所費の翌年度繰越額9,881万円余、さらに、次の11ページ下段の水産研究センター費の翌年度繰越額6,020万円余につきましては、先ほどの農業研究センター同様、経済対策に伴います老朽化施設の改修整備等を繰り越したものでございます。繰り越しにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

また、10ページ、11ページともに不用額が発生しておりますが、経費節減等による執行残や人件費の執行残でございます。

なお、経費節減の主なものとしましては、コピー用紙の両面使用の徹底や会議資料の作成部数の削減などによる事業費の縮減、公用車の利用や効率的な出張用務の配分による出張回数の減などによる旅費の縮減等によるものでございます。

このほか、人件費におきましても、定時退庁日の徹底や時間外縮減週間の設定等によりまして時間外勤務の縮減等によりまして節減を図ったものでございます。

続きまして、附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越事業について説明させていただきます。

先ほど申し上げました国の経済対策交付金事業を活用しました農業研究センター、林業研究指導所、水産研究センター施設の改修整備事業等によりまして、合計で4億1,521万

円余の繰り越しがございました。

繰り越しの理由でございますが、いずれも11月及び2月補正予算により計上したため、工期が限られたことに加えまして、より効率的な施工を行うために工法の選択と設計等に時間を要したことによるものでございます。既に一部は竣工しておりますが、その他事業につきましても早期完成に鋭意努めてまいります。

農林水産政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

説明資料は12ページをお願いいたします。

団体支援総室には、本年度定期監査での指摘事項といたしまして、農業改良資金、それから林業・木材産業改善資金、それから沿岸漁業改善資金の未収金がございます。これにつきましては、収入未済に関する事項でございますので、歳入の説明のときに御説明いたします。

まず、説明資料の12ページでございますが、一般会計でございまして、12ページから14ページまで歳入を御説明しておりますが、不納欠損はございません。

主なものを御説明いたします。13ページをごらんください。

13ページの下の方から3段目ぐらいですが、未収金がございます。漁協金融円滑化貸付金の回収金のところで290万円の未収金がございます。

その下は利子ですけれども、これは理由欄で債務者の経営状態が悪化したためとしておりますが、この資金は、制度資金と異なりまして、平成13年度限りで県下の漁協がペイオフの解禁を控えまして貯金業務を廃止するというときに、払い戻し資金が不足する漁協に対しまして、当面のその払い戻し資金を県の方で提供いたしまして、金融不安等が生じな

いようにということでしたものでございます。

今回漁業の不振等がございまして、漁協の中で延滞になったものでございます。一応この漁協につきましては、県それから県漁連、それから関係町を含めまして、今経営改善計画を進めておりまして、その中で、経営再建とともに、このような未収金についても回収していくということで進めているところでございます。

それから、1つ飛びまして15ページをお願いいたします。

15ページの下の方に農業金融対策費というのがございます。ここで不用額が2,463万円余でございますが、この事業は農業制度資金に關します利子補給等が主でございまして、資金の需要が見込みを下回ったということで執行残でございます。

右の方に備考欄がございまして、主なものといたしましては、上から番号で2番目の農業近代化資金、これは非常に融資枠も大きいことから見込みが少しづれるということがございます。それから、一番下の9番の括弧で飼料・燃油価格高騰緊急対策資金とございます。これは20年度、21年度でやっておりましたが、状況変化等により需要が減ったものと考えております。

それから、16ページをお願いいたします。

下から2段目の林業振興指導費のところでは、5,063万円余の不用額になってございます。これは、林業制度資金がこの項目のこの事業に含まれておりますけれども、理由欄に書いておりますように、資金の需要が見込みよりも減ったということでございます。

主な理由といたしまして、この項目の中には、21年度の補正予算での森林整備加速化林業再生化事業という中で、基金事業ということで利子助成事業を補正で計上いたしましたのですが、年度途中のスタートということもありまして、見込みより少なかったというこ

とがございます。

それから、18ページをお願いいたします。

ここから制度資金関係の特別会計でございます。まず、18ページは農業改良資金特別会計でございます。

まず、歳入ですけれども、不納欠損はございませんが、下から2段目で農業改良資金貸付金の償還元金ということで収入未済5,100万円余が未済でございます。

これは、貸付金の未収金でございます。理由欄といたしましては、借入者の農業経営が悪化したためというふうなところでしておりますが、この点は本年度の定期監査においても指摘を受けているところでございます。

この未収金のうち、9月末までに407万円余は収入をしておりますが、農業改良資金につきましては、資金の内容は新作物とか新技術にチャレンジする資金ということでございますけれども、今地域振興局の方で窓口となってやっております。それで、未収金の回収につきましても、振興局と連携いたしまして、生産・経営面の指導とあわせて、その償還計画をつくっていただくというような形で取り組んでいるところでございます。

当総室といたしましては、個別に困難案件というのがございますので、そういうふうなもの場合には、参画をしながら、また振興局の職員の研修等を行って回収に努めているところでございます。

それから、19ページをお願いいたします。

これは、特別会計の歳出でございますけれども、農業改良資金のところでは3億500万円余の不用額がございます。

これは、農業改良資金の貸付枠といたしまして用意した額が不用になったということで、利用がなかったということでございますが、農業改良資金につきましては、全国的な傾向といたしまして利用が減っております。ほかに同様の資金があると、そちらにシフトしたといったことが考えられております

が、このような状況を踏まえまして、今年度10月からは、この貸し付けを日本政策金融公庫に移管するといった制度改正もなされているところでございます。

それから、20ページをお願いいたします。

次は、林業関係の制度資金でございます。林業改善資金特別会計でございます。

まず、20ページの歳入でございますけれども、不納欠損はございませんが、表の真ん中付近の中段ですけれども、林業・木材産業改善資金の償還元金というところで3,400万円余、3,409万1,000円の収入未済がございます。

ここは定期監査で指摘を受けているところでございますが、収入欄に書いておりますように、借入者の林業経営が悪化したためということにしておりますけれども、このうち9月末現在で43万は収入しておりますが、この資金が大体木材製品製造とか森林管理に関する事業資金ということでございまして、未収がございますが、大体分割納入で今お願いしているところでございます。林産物関係の事業を行っておられる方については、生産技術の指導を一緒にやりながら、経営計画の中で何とか返済をお願いするというところで、県森林組合連合会等とも連携しながら取り組んでいるところでございます。

それから、21ページをお願いいたします。

林業改善資金の歳出でございますけれども、段としては上から2つ目ですが、林業・木材産業改善資金の助成金のところで不用がございます。2億1,000万円余不用がございますが、これは、林業改善資金ということで用意いたしました融資枠の資金需要が見込みを下回ったということ、利用が少なかったというところでございます。この財源につきましては、次年度に繰り越して利用いたしません。

それから、22ページをお願いいたします。

ここは水産関係の沿岸漁業改善資金特別会

計でございます。

まず、歳入の方でございますけれども、不納欠損はございませんが、下から2段目で沿岸漁業改善資金の償還元金ということで収入未済がございます。1,242万円余ですが、これも定期監査で指摘を受けているところでございます。漁業の不振というのが一番でございますけれども、このうち121万円余、これにつきましては、9月末までに償還をいただいているところでございます。

これにつきましては、先ほども言いましたように漁業関係でございますので、漁獲が非常に重要になりますが、漁協と連携いたしまして、要するに漁獲が上がったときにはきちんと償還していただくといったことで、分納なり、そういうふうな経営の方とセットで状況を見ながら償還をお願いしているというところでございます。

それから、最後の23ページでございますけれども、特別会計の支出の方でございますけれども、沿岸漁業改善資金助成金で不用額が6,672万円余でございます。

これは、融資枠として予定しました計画額を需要が下回ったということでございまして、これにつきましては、貸付財源ということで次年度に繰り越すというふうなものでございます。

団体支援総室の主なものでございますが、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

一般会計の歳入につきまして御説明申し上げます。

資料の24ページをお願いします。

使用料及び手数料でございますが、不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、国庫支出金でございますが、不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、財産収入でございますが、不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、25ページをお願いします。

諸収入でございますが、雑入につきましては、平成20年度農地・水・環境保全向上対策事業において、補助金の確定額が交付決定額を下回ったため、平成21年度において、熊本県農地・水・環境保全向上対策協議会からの交付金の返還を受けたものであります。なお、不納欠損、収入未済額ともございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の26ページをお願いします。

上段の総務費でございますが、繰り越し、不用額ともございません。

次に、その下の段の農林水産業費でございますが、農業総務費、農業改良普及費及び農業振興費でございますが、不用額は職員給与費の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

資料の27ページをお願いします。

農作物対策費でございますが、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

最後に、植物防疫費でございますが、不用額は経費節減に伴う執行残でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○本田農産課長 農産課でございます。

定期監査における公表事項はありません。

資料の28ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですけれども、国庫支出金の不納欠損額並びに収入未済額はありません。

予算現額と収入済み額の比較が2億8,593万円余の減になっておりますが、この内訳といたしまして、まず、地域活性化・公共投資

臨時交付金が9億1,174万円の減となっております。これは、事業の一部を平成22年度へ繰り越したことによるものでございます。

次に、農業・食品産業強化対策整備交付金が16億7,376万8,000円の減となっております。これは、平成22年度への繰り越しが15億5,003万7,000円、入札残が1億2,373万1,000円となったものでございます。

さらに、米穀流通改善対策費補助が42万5,000円の減となっております。これは、入札残によるものでございます。

次に、諸収入ですが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料は29ページでございます。

まず、総務費ですが、繰り越し、不用額ともにありません。

次に、農林水産業費ですが、農業総務費における不用額1万7,000円は人件費の執行残でございます。

次に、農作物対策費における不用額2億3,874万1,000円の内訳といたしまして、入札に伴う執行残が1億9,539万2,000円、事業減少に伴う執行残が3,495万5,000円、旅費や一般事業費等、経費節減を図ったことによる執行残が839万4,000円でございます。

次に、別添資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業についてでございます。

生産総合事業により、熊本市、菊池市、芦北町の3カ所で事業を実施しておりますが、財源として経済危機対策と公共投資臨時交付金という2つの国庫支出金を活用しております。

まず、熊本市及び芦北町につきましては、施設整備に伴う工事騒音や振動、あるいは交通量の増加等について、周辺住民の同意を得るまでに不測の期間を要したことによるものでございます。また、菊池市につきましては

は、建築基準法に基づく建築確認のための事前協議や審査に不測の期間を要したことによるものでございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○城園芸課長 園芸課です。

定期監査における公表事項はありません。

資料の30ページをお願いします。

歳入ですが、不納欠損、収入未済はありません。

31ページをお願いします。歳出です。

総務費ですが、繰り越し、不用額ともにありません。

次に、農林水産業費ですが、3段目の農業総務費における不用額は人件費の執行残でございます。

一番下の農作物対策費における不用額2,013万円の主な内訳は、入札に伴う執行残997万2,000円、旅費、一般事業費等の事務経費節減に伴う執行残1,015万8,000円でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

定期監査における指摘事項、公表事項はございません。

説明資料の32ページをお願いいたします。

収入についてでございますけれども、まず、使用料及び手数料についてでございますけれども、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

33ページをお願いいたします。

中段からが国庫支出金でございますけれども、不納欠損額、収入未済額ともございません。

この中で予算現額と収入済み額の比較で大きな差があるものについて御説明いたします。

34ページをお願いいたします。

備考欄の上段の強い農業づくり交付金及びその下の地域活性化・公共投資臨時交付金、この2つの交付金でございますけれども、これは菊池市の七域にあります熊本畜産流通センター、こちらを輸出対応施設に整備するものでございまして、繰り越しに伴う交付金の減少したものでございます。

続きまして、中段の財産収入、諸収入でございますけれども、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

ちょうどこの34ページの中ほどにありますけれども、土地売却収入50万3,000円がありますけれども、これは備考欄に書いておりますように、球磨公共育成牧場の一部を売却した収入でございます。

詳細につきましては、附属資料の31ページをお願いしたいと思います。

附属資料の31ページに県有財産の処分一覧ということで書いておりますけれども、球磨の公共育成牧場、これは全体が約282ヘクタールぐらいございますけれども、一応21年度中には、ここに書いておりますように、鉄塔用地の分、これにつきましては九州電力の方に、内部の道路用地、この部分につきましては球磨村への売却に伴う収入金でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、37ページをお願いいたします。

総務費につきましては、繰り越し、不用額ともございません。

続きまして、その下の農林水産業費の畜産総務費でございますけれども、不用額につきましては、職員の給与の執行残に伴うものでございます。

続きまして、その下の畜産振興費でございますけれども、不用額は主に経費節減及び事業費の減少によるものでございます。この中に41億360万円の繰越事業がありますけれども、この部分につきましては附属資料の3ペ

ージをお願いいたします。

繰越事業でございますまして、熊本県食肉輸出促進対策事業費の繰り越し工事でございます。

これは先ほど収入のところでも説明いたしましたように、熊本畜産流通センターの施設整備の部分におきまして、工事の進行管理におきまして、地元の——ここは農協と書いておりますけれども、済みませんけれども、漁協でございます。漁協や住民との調整に不測の日数を要したため、繰り越しとなったものでございます。なお、この工事につきましては、本年度中に完成する予定でございます。

また、本文の38ページにお戻りください。

38ページでございますけれども、家畜保健衛生費でございますけれども、不用額につきましては、主に職員給与の執行残及び経費節減によるものでございます。

その下の広域農業開発推進費及び草地開発費でございますけれども、不用額は執行残によるものでございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

まず、定期監査におきまして、国営土地改良事業負担金の未収金の解消につきまして御指摘を受けております。詳細につきましては、収入に関する調べの中で御説明をさせていただきますと思います。

説明資料の39ページをお願いいたします。

まず、左にございますが、分担金及び負担金の国営土地改良事業費負担金でございますが、収入未済額は1億100万円余でございます。この収入未済額について解消に努めること、これが先ほど申し上げました定期監査の公表事項というふうになっております。

この収入未済額につきましては、右側の備考欄に記載をしておりますけれども、国営土

地改良事業として実施をいたしました横島地区、矢部地区、羊角湾地区に係る受益者負担金ということでございます。農産物価格の低迷など農業情勢が非常に厳しいということもございまして、受益農家から各関係の土地改良区への負担金の納入が滞ったということがございまして、土地改良区から県への収入未済が生じたというようなことでございます。収入未済額につきましては、平成14年度のピークと比較をいたしますと減少しておりますけれども、ここ数年増加傾向というふうになっております。

未収金の解消に向けまして、土地改良区に定期的な納入催告、それから未納解消対策の実施状況の報告を求めるといったこともございまして、債務者でございます土地改良区への指導を引き続き行っていきたいというふうに考えております。

また、土地改良区が行います未納金解消対策への支援といたしまして、臨戸徴収への同行などを粘り強く行っていきたいと考えております。あわせて、関係市町村とも連携をいたしまして、地域の実情に応じた営農支援活動の推進など、さまざまな支援を行いながら、収入未済の解消に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、同じ39ページの上から4段目から、次の40ページ、それから41ページに諸収入がございます。これにつきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

戻っていただきまして、39ページの一番下でございますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の予算現額と収入済額との比較がマイナス1億円となっておりますが、後ほどまた御説明をいたしますけれども、国の追加経済対策事業の平成22年度への繰り越しに伴うものでございます。

42ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明をいたします。

農林水産業費の農地総務費でございます

が、これは主に職員給与費でございます。不用額の300万円余につきましては、人件費の執行残ということでございます。

次に、下段の土地改良費でございます。

備考欄の事業概要といたしまして、1番の国営土地改良事業直轄負担金から19のきめ細かな農業農村整備事業まで19項目ございますけれども、不用額の2,500万円余につきましては、公共事務費への振りかえによる執行残及び入札に伴う執行残ということでございます。

繰越額の1億円につきましては、きめ細かな農業農村整備事業でございまして、後ほど附属資料の繰越事業調べで御説明をいたします。

続きまして、附属資料の4ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました繰り越しでございますけれども、その事業と繰り越し理由を記載しております。繰越額の1億円につきましては、先ほど申し上げましたけれども、2月補正におけます国の追加経済対策事業でございますきめ細かな農業農村整備事業におきまして、要望箇所の把握及び詳細設計に時間を要したということでございまして、平成22年度に繰り越したものでございますけれども、本年度中に完成をする予定でございます。

農村計画・技術管理課につきましては以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田上農村整備課長 農村整備課の田上でございます。

まず、定期監査における公表事項について御説明いたします。

内容は、物品の計画的購入についてです。

同じロッカーを同じ業者から5回にわたって購入しており、計画的な物品購入が行われていない。物品購入に当たっては、購入計画を立案し、できる限り一括して購入すると

もに、10万円を超える場合は、3社から見積書を徴取することによりコスト削減に努めることという指摘でございます。

昨年度において、事業班からの要望の都度備品を購入してしまい、御指摘のとおりの結果となりました。今後は、課全体における備品等の年間必要数や種類、購入時期についての購入計画を策定し、購入することといたします。

また、職員に対しては、物品購入等に係る関係規定の遵守や適正な事務処理について、7月に課員全員を対象とした研修会を実施し、課の例会等においても、機会あるごとに周知し徹底しているところでございます。

次に、決算について御説明いたします。

説明資料の44ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金でございます。

県営事業実施に伴う地元負担金等ございまして、不納欠損額、収入未済額ともございません。

なお、分担金と負担金で予算現額と収入済み額との間に増減が生じておりますが、これは主に予算計上後に負担金と分担金の間で移動があったことによるものでございます。

次に、46ページをお願いします。

中ほどの国庫支出金でございますが、46ページから49ページになります。これは、土地改良事業等に対する国庫補助金及び災害復旧に対する国庫補助金の収入でございます。不納欠損額、収入未済額ともございません。

47ページの農地費国庫補助金で予算現額と収入済み額との比較で21億404万5,000円の差が生じておりますが、主に繰り越しによる減でございます。

同じく49ページ中ほどの災害復旧費国庫補助金で予算現額と収入済み額との比較で3,742万8,000円の差が生じておりますが、繰り越しによる減でございます。

50ページをお願いします。

4段目の繰入金でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。予算現額と収入済み額との差額につきましては、主に事業量の減によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

52ページをお願いします。

まず、総務費の一般管理費でございますが、不用額はございません。

次に、農業費の農業総務費でございますが、中山間地域等直接支払事業等に要した経費でございます。不用額の210万9,000円につきましては、人件費の執行残等でございます。

次に、農地総務費でございますが、職員給与費及び地籍調査費等に要した経費でございます。不用額の2,033万8,000円につきましては、人件費の執行残、土地改良事業国庫支出金等返納金の執行残等でございます。

次に、53ページの土地改良費でございますが、事業の概要のとおり各種土地改良事業に要しました経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰越事業につきましては、後ほど説明させていただきます。不用額1億2,346万2,000円につきましては、委託内容、工事内容の変更に伴う執行残、国からの内示額が予算額を下回ったことによる執行残、電柱移転工事並びに文化財調査の事業費負担減に伴う執行残等でございます。

54ページをお願いします。

農地防災事業費でございますが、農地防災対策関連事業に要した経費でございます。翌年度繰越額が生じておりますが、繰越事業につきましては、後ほど説明させていただきます。不用額3,438万7,000円につきましては、国からの内示額が予算額を下回ったことによる執行残、委託内容、工事内容の変更に伴う執行残等でございます。

下段の農地災害復旧費でございますが、翌年度繰越額については、後ほど説明させていただきます。不用額4,546万3,000円につつま

しては、災害の発生が少なかったことによる事業量の減による執行残でございます。

次に、附属資料の5ページをお願いいたします。

繰越事業につきましては、5ページから10ページまでが農村整備課分でございます。通常分と経済対策分の繰り越しを記載しております。

10ページをお願いいたします。

合計で47地区、繰越額42億7,282万2,000円でございます。

繰り越し理由につきましては、主な理由としましては、用地買収並びに地元調整、工法の検討等に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。9月1日現在で、47地区のうち13地区完了しております。残りの34地区につきましても年度内完了の予定でございます。

次に、附属資料の32ページをお願いいたします。

取得用地の未登記一覧表を掲載しておりますが、表の中ほどにあります登記残筆数は、平成18年度末の170筆から、平成21年度末には136筆となっております。今後とも、未登記の解消に向けて努力してまいります。

農村整備課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

森林整備課関係につきましては、定期監査での公表事項はございません。

説明資料の55ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

森林整備課の歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主に予算現額と収入済み額の差額が大きい部分について御説明いたします。

55ページ中段の国庫支出金でございますが、予算現額と収入済み額との比較の欄がマ

イナス11億8,700万円余となっております。これは、2つ下の欄の地域活性化・きめ細かな臨時交付金、それから3つ下の造林事業費補助、いずれも国からの交付金、補助金を財源として行う間伐や作業道の整備等の事業を実施するものでございますが、事業の一部を繰り越したことによりまして調定額を減額したことによるものでございます。

56ページをお願いいたします。

下から5段目の財産収入でございますが、480万円余の増となっております。

これは、次の57ページ、上から5段目の県有林売り払い収入が増加したことによるものでございます。

次に、2つ下の繰入金でございますが、8,700万円余のマイナスとなっております。

これは、その下の段の森林整備地域活動支援交付金基金繰入金及び次の58ページの一歩上の欄の森林整備促進及び林業等再生基金繰入金について、国の補助により積み立てた基金を取り崩し、これを財源として行う事業でございます。予定していた事業量が減少したことによるものです。

具体的には、市町村等が取り組む森林整備への補助や木材生産企業の高性能林業機械の導入等に対する補助及び導入に伴う借入金に対する利子補給などにおいて、当初予定していた事業量が減少したことによるものです。

続きまして、歳出の関係でございます。主に繰り越しと不用額が多いものにつきまして御説明いたします。

60ページをお願いいたします。

まず、林業総務費でございます。2,970万円余の不用額を計上しておりますが、これにつきましては、主に右側備考欄6の2つ目の括弧の森林整備地域活動支援交付金事業、備考欄9の1つ目の括弧の針広混交林化促進事業などの事業におきまして、事業要望が想定より少なかったことや経費節減等によるものでございます。

61ページをお願いいたします。

林業振興指導費の翌年度繰越額9億4,170万円余でございますが、これは右側の備考欄5の経済対策として実施させていただきました間伐等森林整備促進対策事業の繰り越しによるものでございます。

次に、造林費でございますが、翌年度繰越額9億510万円余においては、備考欄1の造林事業費の森林環境保全整備事業、低コスト森林施業促進事業の繰り越しによるものでございます。

次に、不用額630万円余でございますが、森林環境保全整備事業の事務経費の節減等によるものでございます。

62ページをお願いいたします。

県有林費でございますが、翌年度繰越額1億4,400万円余については、備考欄4の県有林整備事業の経済対策として実施いたしました補助分での繰り越しによるものでございます。

次に、不用額1,060万円余でございますが、備考欄4の1つ目の括弧の県有林整備事業、備考欄5の県有林処分事業費などの事業における事務費の経費節減額及び県有林造成事業費における入札残等によるものでございます。

続きまして、附属資料の11ページをお願いいたします。

森林整備課の繰越事業調べでございます。

いずれも経済対策として実施いたしました事業ですが、間伐等森林整備促進対策事業及び低コスト森林施業促進事業につきましては、市町村や森林組合が行う作業道の整備について用地確保に日数を要したものでございますが、現在完了しております。

また、森林環境保全整備事業につきましては、事業箇所決定に日数を要したため、県有林整備事業につきましては、工法の検討に日数を要したため、繰り越したものでございます。いずれも今年度内に完了できる見込み

でございます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課の藤崎です。よろしく申し上げます。

まず、定期監査での公表事項はありません。

それでは、説明資料の63ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入ですが、いずれの科目につきましても、不納欠損額、収入未済額はありません。

最上段の負担金ですが、予算現額と収入済み額に611万円余の差額が出ております。これは、20年度事業を21年度事業に繰り越したことなどによるものです。

国庫支出金につきましては、12億1,984万円余の差額が出ておりますが、これも21年度に繰り越したことや事業量の減などによるものです。

まず、林業費国庫補助金で予算現額と収入済額の差額が11億5,702万円余となっておりますが、これは林道事業費補助で9億1,227万円余、林業地域総合整備事業費補助で1億4,041万円を繰り越したことなどによるものです。

64ページをお願いします。

上段の災害復旧費国庫補助金で6,282万円の差額が出ておりますが、これは現年林道災害復旧事業で繰り越し及び事業量の減があったためです。

次に、繰入金林業担い手育成基金繰入金ですが、予算現額と収入済み額に273万円余の差額が出ておりますが、これは事業量の減によるものであり、この結果、同基金の取り崩し額が減少しております。

次に、66ページをお願いします。

一般会計の歳出であります。

農林水産事業費の林業費で8,368万円余の

不用額となっております。その内訳ですが、林業総務費の137万円余の不用額は、人件費及び経費節減等による執行残です。

次の林業振興指導費ですが、7億6,443万円余を繰り越しておりますが、このことにつきましては後ほど御説明申し上げます。また、不用額が6,969万円余となっておりますが、これは、備考欄の1から次のページの8までの事業におけます事業量の減少及び経費節減を伴う執行残であります。

次の67ページです。

林道費では、20億35万円余の繰り越しを行っております。これにつきましても、後ほど御説明します。また、1,261万円余の不用額が出ておりますが、これは入札残及び備考の5の単県林道事業における事業量の減少によるものです。

最下段の災害復旧費の林道災害復旧費では、1,165万円余を繰り越しております。また、5,116万円余の不用額が出ております。これは、備考欄の2、現年林道災害復旧費に対します国の配分額の減及び事業量の減少によるものです。

続きまして、附属資料の12ページをお願いします。

繰越事業調べです。明許繰り越しについて御説明申し上げます。

最上段の県産材利用加速化促進事業費は、木造施設建設や木材利用の新製品開発を行うものでありますが、5カ所で2億5,738万円余を繰り越しております。

これは、木造施設における工法の検討選定や新製品の開発工程の検討に不測の日数を要したためであり、このうち1カ所は完了し、残り4カ所も年度内完了予定です。

次の緑の産業再生プロジェクト促進事業費では、高性能林業機械の導入や木材加工施設を設置することとしており、11カ所で5億704万円余を繰り越しております。

理由としましては、高性能林業機械導入計

画の策定や木材加工施設の設置におけます業者との協議に不測の日数を要したためです。9カ所は完了しており、1カ所も年度内完了の予定です。

次に、13ページ下段の県営林道事業費では、美里町の中央砥用線3工区から16ページ天草市の下天草東部線1工区までの31カ所、16億3,149万円余を繰り越しております。

理由としましては、用地交渉に時間を要したこと、工法検討に不測の日数を要したことなどであり、このうち17カ所が完了しており、残りの14カ所も年度内完了予定です。

次、17ページをお願いします。

市町村営林道事業費では、美里町の早楠線を含む3カ所で6,412万円余を繰り越しております。その理由は、工法の検討に時間を要したことや用地交渉に時間を要したことなどであり、1カ所は既に完了し、残りの2カ所も年度内に完了予定です。

次の大規模林業圏開発推進事業費では、山都町の菊池人吉線1工区と八代市の菊池人吉線2工区の2カ所、1億3,205万円を繰り越しております。その理由は、国との協議や用地交渉に時間を要したことであり、2カ所とも年度内に完了予定です。

最下段のフォレスト・コミュニティ総合整備事業費では、山都町の湯鶴葉線を含む3カ所で1億7,268万円余を繰り越しております。その理由は、用地交渉や地元との調整に時間を要したことであり、3カ所とも年度内完了予定です。

最後に、18ページをお願いします。

現年林道災害復旧費では、菊池市の八方ヶ岳線1号箇所1カ所1,165万円余を繰り越しております。その理由は、工法検討に時間を要したことによるもので、年度内に完了予定であります。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。よろしく願いいたします。

森林保全課関係につきまして、定期監査での公表事項はございません。

説明資料の68ページをお願いいたします。

歳入に関する調べについて御説明いたします。

まず、国庫支出金につきまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。予算現額と収入済み額との比較でマイナス9億7,750万円余の差が生じておりますが、これは主に事業を繰り越したことによるものでございます。

その主なものといたしまして、治山事業費補助、備考欄にちょっと掲載しておりますけれども、6億8,890万円余、緊急治山事業費補助で2億135万円余、それから69ページをお願いいたします。現年治山災害復旧費補助で5,000万円余が繰り越しになって、マイナスの差額が生じております。

次に、諸収入でございます。

下から2段目の雑入におきまして、不納欠損額が8万8,000円ほど生じております。これにつきましては、後ほど附属資料の不納欠損に関する調べで御説明させていただきます。

70ページをお願いいたします。

開発指定事業高率補助精算金でございます。平成19年度及び20年度の治山事業に係る補助率差額金でございまして、事業量の増加等により2億4,000万円余の収入がっております。

次に、71ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

林業費でございますけれども、翌年度繰越額16億6,790万円余、不用額8,400万円余が生じております。主なものといたしましては、下段の治山費での繰り越し及び不用額でございます。繰り越しにつきましては、後ほど説明させていただきます。

次の72ページでございますけれども、不用額につきましては、治山費で8,367万円余、治山施設災害復旧費で225万円余、それぞれ不用額が生じております。

不用額の生じた理由ですけれども、治山費の8,367万円余の不用額につきましては、事務費等の経費節減によるもの、あるいは事業量の減少や事業の見直し等によるものでございます。

72ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧費225万円余につきましては、事務費の節減、経費節減等でございます。

続きまして、附属資料の19ページをお願いいたします。

繰り越しについて、当課関係の内容について御説明させていただきます。

繰り越しにつきましては、すべて明許繰り越しでございます。当課関連といたしましては、19ページから23ページまで繰越事業を掲載しております。

23ページの下段をお願いいたします。

当課全体といたしまして、51カ所、17億4,295万円余の繰り越しをいたしております。

主な理由といたしましては、資材搬入道の設置に不測の日数を要したこと等でございます。9月1日現在でございますけれども、36カ所が完了し、残り15カ所については年度内完了の予定でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

不納欠損に関する調べでございます。

1件、8万8,000円の不納欠損額を計上しております。これは、平成19年に発生いたしました未収金でございまして、19年の6月に請負業者の倒産により契約解除となった工事代金の前払金に係る利息分でございます。倒産した業者の破産手続廃止決定の確定、これは、平成21年5月23日の確定によりまして債権が消滅したということで、昨年9月に不納欠損処分を行ったものでございます。

以上、森林保全課でございます。よろしく  
お願いいたします。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございま  
す。

定期監査での公表事項はございません。

説明資料の73ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございます。水産振興  
課の歳入につきましては、不納欠損額、収入  
未済額はございません。

中段の手数料のところでございますが、こ  
こで増減がっておりますけれども、これは  
当初の見込みと実績が異なったことにより増  
減が生じたものでございます。

下の方の国庫支出金の減額につきましては  
は、これは繰り越しによるものでございまし  
て、内容については後ほど御説明したいと思  
います。

次に、74ページをお願いいたします。

一番上、最上段の有明海漁業振興技術開発  
事業費補助でございますが、これは事業量の  
減により1,000万円余の減額となっております。

次の水産業振興等推進交付金、これは繰り  
越しによるものでございまして、後ほど御説  
明いたします。

次に、75ページをお願いいたします。

一番下の欄の雑入のところに700万円余り  
の収入済額がございますが、これは漁業取締  
船の設備損傷に対し漁船保険金が支払われた  
ことによるものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

水産業振興費 6億6,200万円余りに対しま  
して、翌年度繰越額 1億3,800万円余、これ  
は後ほど御説明いたしますが、種苗生産施設  
の省エネルギー対策等によるものでございま  
す。不用額2,300万円余につきましては、事  
業量の減少等によるものでございます。

77ページをお願いいたします。

一番上の漁業経営構造改善事業費につきま  
しては、これは入札残と事業量の減少に伴う  
執行残でございます。

一番最後の欄の漁業取締費、ここの不用額  
1,300万円余につきましては、人件費の執行  
残、経費節減、その中でも軽油タンクの減少  
によるものでございます。

附属資料の24ページをお願いいたします。

○馬場成志委員長 テンポを上げましょうか  
ね……（「スピーディーをお願いします」と  
呼ぶ者あり）テンポを上げてしゃべりましょ  
うかね。テンポを上げて説明しましょうか  
ね。

○鎌賀水産振興課長 はい、わかりました。

24ページ、繰越事業調べでございます。

まず、一番上の国際減船に伴う漁業転換助  
成事業、これは、漁業者の協議に不測の時間  
を要したため、繰り越したものでございま  
す。

種苗生産施設省エネルギー化事業、これは  
塩害対策等構造物の内容検討に時間を要して  
おります。

その下の3つ、これは漁業経営構造改善事  
業費の経済対策分でございますが、3つの施  
設とも計画に関する諸条件について不測の日  
数を要したためございまして、年度内完成  
に向けて努力しているところでございます。

水産振興課は以上でございます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で  
ございます。

定期監査の公表事項における指摘事項は、  
牛深漁港浄化施設使用料の未収金についてと  
漁港施設に係る行政財産の使用許可について  
でありますので、これらについて説明させて  
いただきます。

まず、牛深漁港浄化施設使用料の未収金に  
ついて御説明いたします。

79ページをお願いします。

79ページの1段目の漁港施設使用料の未収金につきましては、この牛深漁港浄化施設の使用料に関するものでございます。

県では、平成7年に水産物の加工に伴う海域の水質汚濁防止を図る目的で天草市後浜に浄化施設を建設しておりますけれども、近年の漁獲高の減少と加工用原料の高騰により、対象となる水産加工業者等の経営状況が悪化し滞納に至ったものでございます。

未収金額は、平成20年度から経営不振に陥り滞納が始まった水産加工業者の状況が、平成21年度も好転せず滞納額が増加したことから、昨年度末に比べますと58万2,000円の増となり、503万2,000円の収入未済となっております。

なお、この滞納者につきましては、平成22年3月に破産手続を開始し、現在事業を休止しております。

この未収金につきましては、今後の破産手続の状況を見ながら対応を検討することとしていまして、ほかの未収金につきましても、督促等により回収を進めるとともに、施設利用者の経営状況を把握し、新規の未収金の発生防止に努めてまいります。

次に、漁港施設に係る行政財産の使用許可について御説明いたします。

これは、水俣市にある県管理の丸島漁港内の漁港施設用地を7名の個人に対して使用許可している事例でございます。

経緯について御説明します。

これは、昭和57年ごろから、無許可で個人により漁港施設用地が使用されておりましたけれども、平成7年度の会計実施検査におきまして、補助用地の目的外使用である旨の指摘を受けました。

その後、処理方針につきまして、水産庁と協議を行い、解決までの当面の措置としまして、個人に対して使用を許可することになり、平成10年度から使用を許可しているもの

でございます。

これにつきましては、現在、丸島漁港内の水俣市の単独用地と交換する方法等解決策について検討を行っており、今後も、水俣市及び地元漁協と協議しながら、解決に向け努力してまいります。

次に、収入未済について御説明します。

78ページをお願いいたします。

上から3段目の公害防止事業費事業者負担金の未収金について御説明します。

水俣市の丸島漁港におきまして、水銀を含んだ汚泥が大量に堆積していることがわかり、県は、昭和62年度に丸島漁港公害防止事業により除去しておりますけれども、汚染原因者の一人である水俣化学工業所が負担すべき金額9,070万2,000円のうち8,262万1,000円が未納となっているものでございます。

この水俣化学工業所は、平成5年度から平成7年度にかけて90万円納付しておりますが、平成9年に解散しております。このため、県は、無限責任を有する代表社員に支払いの請求を続けてまいりましたが、拒否されてきたものであります。

その後、県は債務者に対し自主納付を促してきましたけれども、進展が見られないため、平成14年3月に滞納処分を執行し、差し押さえた預金から債権の一部を回収しております。

さらに、平成18年3月にも債務者の老齢厚生年金の受給権を差し押さえ、平成18年6月から、差し押さえ禁止額を控除した額を回収し未収金に充当しております。

ただ、資産は少なく、差し押さえて取り立てることができたのは、平成21年度末現在、預金の523万1,000円と老齢厚生年金の195万円で調定額を満たすまでには至っておりません。

今後の対応策としまして、差し押さえた老齢厚生年金につきましては、未収金に充当していくこととしております。また、引き続き

き、債務者の資産調査を実施し、可能な限り債権回収に努力してまいりたいと考えております。

次に、歳出関係でございます。

82ページをお願いします。

一番下の行の沿岸漁場整備開発事業費の不用額が7,367万8,000円となっておりますけれども、これは主に事業量の減少及び入札残により不用となったものであります。

主なものといたしましては、天草東地区の水域環境保全創造事業費で1,636万、天草有明地区の県営増殖場事業で1,584万3,000円が不用となっております。

次に、83ページをお願いします。

83ページの漁港建設管理費の不用額が6,560万3,000円となっておりますが、事業量の減少及び入札残等に伴うものでございます。

主なものとしまして、市町村が執行しております海浦漁港整備事業2,063万4,000円、それから松島漁場の基盤整備事業810万円が主なものでございます。

次に、附属資料をお願いします。

附属資料の25ページから28ページにかけて繰り越しについて記載しております。

28ページをお願いします。28ページの一番下の欄をごらんいただきます。

21年度から22年度へ12億3,195万4,000円を繰り越しております。繰り越し箇所数は23カ所で、主な繰り越し理由としましては、関係機関等との協議調整日数を要したもの、工法検討に日数を要したもの等でございます。資料では、指導監督費を除き12カ所が未完了となっておりますが、年度内にはすべて完了する予定でございます。

以上で漁港漁場整備課を終わります。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

農地・農業振興課は定期監査における公表事項はございません。

一般会計の歳入について御説明いたします。

84ページをお願いいたします。

84ページの国庫支出金及び85ページの中ほどからあります繰越金及び諸収入におきましても、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

86ページをお願いいたします。

まず、上段の農林水産費の農業総務費、それから中段にございます農業構造改善事業とも、いずれにしましても、不用額につきましては、要望減に伴う執行残でございます。

最下段の農地総務費につきましては、人件費の残に伴う不用額でございます。

87ページをお願いいたします。

農地調整費でございますけれども、この不用額は経費の節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○浜田担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料の88ページをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項は、当課はございません。

88ページでございますが、ここから90ページにわたって一般会計の歳入でございます。いずれも、不納欠損、収入未済額ともございません。

そこで、予算現額と収入済み額との比較の大きいところを御説明させていただきます。

88ページの下段に国庫支出金の欄がございます。1億9,900万円余でございますが、これにつきましては、国の追加経済対策、これを活用しました農大の施設整備でございます。この財源でございまして、いずれも繰り越しに伴う減あるいは事業量の減に伴うもの

でございます。

続きまして、89ページの下段に財産収入で差が出ておりますけれども、ここも生産物あるいは市場価格の動向に応じた増でございます。

それから、資料の91ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

まず、91ページ上段の農業総務費でございます。ここは484万5,000円の不用額でございますが、経費の節減等に伴う執行残でございます。

中段でございます。農業改良普及費739万2,000円の執行残でございます。これも経費の節減に伴う執行残でございます。

最下段でございますが、農業指導施設費でございます。これは、農大の施設整備等々でございます。不用額の3,080万円につきましては、人件費の執行残、経費節減、入札残、こういったものに伴うものでございます。

相中の翌年度繰越額の1億9,600万円余について説明させていただきます。

附属資料の29ページをお願いいたします。

附属資料の29ページ、繰越事業調べでございます。

いずれも、国の追加経済対策を活用した農業大学校の施設整備でございます。上段は、食品加工室あるいは園芸ハウス、こういったものの整備を図るものでございます。

繰り越しの理由といたしまして、畜産の雑排水の処理方法の検討、これに日数を要したということで繰り越しております。なお、ことしの8月31日に竣工をしております。

下段でございます。

下段につきましても、農大の施設整備でございますが、学生の実習で使用するハウス、こういったものの改修を行うものでございます。施設の改修方法の検討に時間を要して繰り越してございますが、現在実施設計中でございますが、これが終わり次第速やかに工事

着工し、年度内の竣工、これを予定してございます。

申しわけありませんが、再び資料の92ページにお戻りください。

資料の92ページでございます。

これが当課の特別会計でございます。農業改良資金特別会計でございます。

まず、92ページが歳入でございます。これにつきましては、諸収入、繰越金とも不納欠損、収入未済額ともございません。

93ページをお願いいたします。

93ページは、歳出でございます。

上段でございますが、これは新規就農者の就農に当たっての資金、これを貸し付けるという制度でございますが、就農支援資金の助成金、不用額は資金需要の減少に伴う執行残でございます。

元金及び一般会計繰出金でございますが、これについては不用額はございません。

担い手・企業参入支援課は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○板東農産物流通企画課長 農産物流通企画課でございます。

まず、定期監査における公表事項はありません。

次に、94ページの資料をお願いいたします。

歳出に関しまして、農業総務費の不用額として333万4,000円ですが、これは経費節減等に伴います執行残でございます。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○馬場成志委員長 大変お疲れさまでした。休憩をとりたいところですが、後に警察本部も控えておりますので、このまま続行したいと思います。どうぞ、どなたからでも。

○中原隆博委員 今多岐にわたって御説明い

ただいたわけでございますけれども、まず、冒頭部長からお話がありましたように、支出済み額ということからすれば680億余ということで、執行率として75.5%ということがありました。

御案内のとおり、経済危機対策ということで国の経済対策に呼応して何とか県勢浮揚の発展を図っていかねばならないということからするならば、事業費を含めて執行残が非常に多過ぎるんじゃないかと。その中で一例を挙げますと、これは別冊の方なんですけど、附属資料の1ページですね。

農林水産政策課、先ほど、これは例として申し上げますけれども、100%進捗率があるというのは1つであるわけでありましてけれども、ほかのところの説明でも20%とか30%とか年度内を目標にというようなお話等がありましたけれども、もう今年度も既に7カ月が経過しとるわけですね。

そんな中で、これはゼロゼロと並んでいるわけですね。きょう現在、本当にゼロゼロなのか、そうすると、またこれは年度内にこれが解決する見通しというのはどうなのか、そういうところが随所に見られるような感じがするんですね。新たに経済危機対策ということを経験してやっていく以上は、もう少し本腰を入れて今年度もやらなければならなかったんじゃないかと、そういう気がするわけですよ。

ただ、冒頭お話があったように、年度末に予算を追加計上したからこういう状態ということでは、これは通用しない話じゃないかというふうに思いますので、部長と担当課長にあわせてお尋ねいたします。

○白濱農林水産政策課長 まず、農業研究センター関係の農業研究センター施設等緊急保全事業でございますが、これは11月1日現在で50%の進捗率となっております。今年度中には、ぜひとも完了したいというふうに考え

ております。

それから次に、農業研究センター施設等緊急保全事業の緊急事業の方なんですけど、これもちょっと工法の選択に時間を要しまして20%という進捗でございますが、これからぜひ急ぎまして、年度内には完了したいということで頑張りたいと思います。

それから、林業研究指導所、3カ所ございますけれども、これが今30%の進捗率でございますが、これも年度末にぜひ終わるように頑張ります。

それから、水産研究センターの調査船の「あさみ」というのがございますが、これが今50%の進捗率でございます。基本設計にちょっと時間を要しまして、船の関係で難しい面もございまして、時間がかかりましたので、50%の進捗率でございますが、これも年度内にはぜひ終わらないといけないというふうに思っております。

○馬場成志委員長 この件では、中原先生から怒られる前におれが言うときです。0%と書いとるけんが聞きなつたわけであって、50とか30とか20とかいうことであれば……

○中原隆博委員 説明すれば何でもないのですよ。

○白濱農林水産政策課長 済みません、きょう時点のことを……。

○馬場成志委員長 この資料を作成した時点と違うということはあるかもしれませんが、きょうここで説明しよるわけだから。

○白濱農林水産政策課長 申しわけありません。

○馬場成志委員長 何か部長ありますか。

○廣田農林水産部長 一応21年度に、前政権のとき、緊急の経済対策ということで、本当に思い切り今までできなかった施設改修あたりをさせていただきました。ただ、やっぱり無理をしていただいたというところもありまして、準備がおくれたりすることがあったわけなんですけれども、本当にこれは絶対必要な改修というふうに思いますので、できるだけ早く、しかもいい状況まで持っていくように、さらに努力していきたいというふうに思います。

○中原隆博委員 繰越額とか不用額がほとんどないような形の事業運営をやっていたきたいと。もう要望でいいです。

○馬場成志委員長 今部長の発言のとおり、この年については精いっぱい事業をしっかりととってきていただいとる、その分で無理しとる部分は十分理解した上で、今の発言ですと、しっかりと受けとめとっていただきたいと思ひます。

○中原隆博委員 よろしくお願ひします。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○大西一史委員 監査結果の公表事項で、これは農村計画・技術管理課の方ですけれども、国営土地改良事業負担金の未収金解消についてということで、平成21年度末で28件ということで出ておりますけれども、これは結構大きい額なんですと、これが年々滞納金額が増加をしていくと、これに対して、土地改良区に対する指導強化、未収金の解消に努めることというふうにされてはいますが、具体的にどういふふうな対策が一番効果があるのかということと、今後の未収金解消のあり方をどう考えておられるのかというのをもう少し詳しくお聞かせいただきたいというこ

とと、この28件というのはどこなんですかね。それを教えてください。

○宮崎農村計画・技術管理課長 まず、国営土地改良事業の未収金解消に向けた具体的な取り組みということでございますけれども、大きくいうと3つあると思ひます。

1つは、債務者が土地改良区であるということでございますので、土地改良区、特に役員の方に債務者としての意識をしっかりとっていただくということで、年に数回協議をやっております。ヒアリングをやっておるわけでございますけれども、それについては、今年度未収金対策について、個人も含めてですけれども、土地改良区が具体的にどのような行動をとるのかというような計画を出していただきまして、それについてヒアリングをやっております。

そういったこと、それから具体的には、それぞれの受益者の皆さんから土地改良区に負担金が納められなければ、土地改良区も財産がございませんので、県に払えないということでございますので、具体的にそういった個人の状況なんかもヒアリングの中で聞いておるといふようなこととございまして、土地改良区に対する指導といふようなことをしっかりとやっていくというのが1つ目でございます。

2つ目につきましては、じゃあ土地改良区がやられる負担金の徴収について土地改良区だけにお任せできるのかということになりますと、なかなか難しいところもございまして、具体的には、毎年、ちょうど今月やる予定でございますけれども、未納の方に土地改良区の役員の方が個別に御家庭に訪問する臨戸徴収をやっております。

それについて、県の職員も同行しまして、未納の状況、それからそういったものを御説明するとともに、御理解をいただいて土地改良区への納付を促すといふようなこと、それ

から、地域といいますか、未納の方全体に対して、こういうような状況がありますというようなことで促進を促すためにパンフレット、そういったものもつくって配布をしたりしております。

それから、3つ目は、やはり地域での営農がうまくいかないと、具体的に所得が上がらなければ土地改良区に返せませんので、そういう意味では、各地区——3地区未納地区がございますけれども、矢部開パの地区、それから羊角湾の地区につきましては、先ほど御説明をしましたように、県それから市町村、農業団体で営農対策というものをやっておりますので、そういった支援をやっていったりしております。

具体的には、そのようなことを今年度も引き続きやっておりますし、今後とも粘り強くやっていくということかと思っております。

○鬼海洋一委員 今、未収金解消の対策のお話がありましたけれども、これはもう大体私なんか10数年前から同じことを言って同じ答弁がずっと続いているという内容なんですね。

これは解消できるかどうか、例えば矢部——先生がいらっしゃいますけれども、矢部国営なんていうのは、あれは生産が大体上がるんですか。そういう営農指導をやっても、回収ができるような、生産が上がるような状況になっているのかどうか、その辺をもう少し詳しく調査をして、具体的にやるかやらぬかということだけの話ですから、今同じようなことをもう何回も何十回も話を聞いている、そういう状況です。だから、そういう意味での認識をもう少しぴしっとして——答弁になってないんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 地域の状況につきましては、矢部の開パで造成をしまし

た農地で未植栽がございます。そういったところについては、農地から収入はないわけがございますから、大きなお金が払えないというような原因になっておりますので、それが例えばどこにどういった状況であるのかというようなことについて、農家の意向も踏まえながら、地図情報でどこにどういったものがあるのかというようなことを把握したりしておる努力をしております。

○鬼海洋一委員 現地に行かれましたか。例えば、羊角湾地区あるいは矢部国営、営農指導をして生産が上がるような場所ですか。あるいは、そういう作目が今後可能ですか。そういう意味で、私は、この滞納金額がふえている根本は、取れるか取れぬかということと考えてみると、取れる可能性が極めて少ない、そういう状況のもとでどうするかということが今問われているんじゃないかというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 各現場には、私も参りました。状況的には非常に難しいところもございますけれども、例えば矢部開パであれば、高原でもあるわけでもございますので、そういったところで、低平地等とのリレー農業ということ、全面的にということでは非常に時間もかかりますし、難しいことだと思いますけれども、そういったことで、営農推進部会についてそういったこともやっておりますたり、羊角湾につきましては、放牧というようなことも実際にやられたりしておりますので、そういった可能性について引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 今私が言っていることも、もう既におわかりのことというふうに思いますから、次の機会は、ぜひその辺の具体的な

対応についてお話ができるように期待をいたしておりますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、同じことで、この強制徴収の申し立て手続というか、これは団金の方ですが、これはやるんですか。

○馬場成志委員長 ちょっと待ってください。大西委員、よかですか。

○大西一史委員 一応——じゃいいです、先に答弁してください。後でまた聞きますから。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室の制度資金につきましても、同じような形で未収金がございます。団体支援総室の方といたしましては、基本的に事業資金だものですから、相手方の状況に応じて、今特に分納をとにかく相談しているというところでございます。

それで、事業がやっぱり継続されておりますと、そこに何か強制的にというふうになりますと事業資産が使えなくなるといったこともございますので、そこはよく相談しながらと思っておりますが、例えばもう事業の継続が見通せないとか、それから本人が分納とかそういうのはもう全く応じないとか、そういうふうな個別のことがございますと、やはり現在のところ戸別訪問とか面談をとにかくやっているところでございますけれども、そのような状況を見た上で、やはり法的手段というのでも考える必要があるというふうに考えておりますが、今のところ分納されている方については、とにかく分納でも返していただくということでやっているところでございます。

○大西一史委員 さっきの続きのところ、ごめんなさい、ちょっとあれなので。

今鬼海委員も関連して質問されたので、さ

っきの国営土地改良事業負担金の未収金の解消ということについて、私も結局同じようなことをお聞きしたかったんですけども、結局毎年ずっと同じような状況であるということなのに、年々滞納金額が増加しているという非常に危機感をもう少し持っていただかないと、やっぱり通常の今までどおりの土地改良区に対する指導であったりとかヒアリングとかということであつては、もう実質的に、先ほど未植栽のところも含めて収入がないというようなことで、非常に限界ですよ。

今の対策としては、なかなか限界に近い状態にあるんじゃないかなというふうに思ひますので、本当にヒアリングであるとか計画を出すとかというレベルをもう私は超えてきているんじゃないかなという感じはします。だから、そういう状況を考へて、対策をもう少し具体的に打ち出していただきたいというふうに思ひます。

それと、28件はどこかというふうな話をあえて聞かせていただいたんですが、そういったものがどこなのかということを一一般の皆さんに公表して、やっぱり意識をしっかりと持ってもらうと、逆にですね。やっぱりそこをやつて、その上でもうあきまへんということになってくれば、また話は別ですけども、やっぱりそのぐらいの厳しい対応をしていかないと、これの解消というのはなかなか私は難しいんじゃないかなというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 御指摘については、謙虚にこれからの対策について反映をさせていきたいと思ひしておりますけれども、危機感は当然持っております。そういったヒアリングだけではなくて、土地改良区が具体的に差し押さえをしている部分もございます。ただ、そういった指導を我々も行っておりますし、差し押さえもやっておりますけれども、その農地がなかなか売れないという

ような現実もございます。

その他中山間地の直接支払制度につきましては、御承知のとおり個人への配分もございます。そういったものについても御理解をいただいて、直接未納の方に繰り入れていただくとか、そういった努力もしておりますので、そういったこともより含めて対策を強化していく努力を引き続き続けていきたいというふうに思っております。

○児玉文雄委員 国営土地改良事業費の負担金は、予算というのは3億5,200万ありますね……

○馬場成志委員長 何ページですか。

○児玉文雄委員 39ページ、今の質問のところですよ。調定額が4億5,200万で収入済みが3億5,000万。これは、はっきりと私の地元の開パ事業の負担金未納が大半あると思うんですけど、これは知っておかなきゃならないことは、未納の残高、ひいては国に払わなきゃいかぬ返納金ですね。これはどれぐらいあるんですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 例えば、矢部開パで申しますと、児玉委員も御承知のとおり、負担については、事業が完了した後、当初15年でございましたけれども、25年に繰り延べて分割払いをしているということでございまして、現在、矢部開パについては平成25年度まででございまして、毎年約7,300万円を国の方に払っていかないといけないというようなことでございます。

○児玉文雄委員 それは、現に県が立てかえ払いをしとるわけですよ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 土地改良法の規定で、地元負担金につきましては県が国

に納付をするということになっておりますので、県が毎年の部分については立てかえて払っているということでございます。

○児玉文雄委員 だから、私が今聞いたのは、その残が、残というか時間が25年度までありますが、これもちょっと無理と思うんですよね、今の開パを見てみたとき。

今、鬼海先生とか大西さんが聞いたけれども、当初から未植栽地が3割あるんですよ。それと、工事の不良工事、石があつてどうにもこうにもならぬと、そういうところが2割ぐらいあります。もうこれはちゃんとしてあれば植栽もできるけれども、そういうところはできない。そういうようなことで、ずっと毎年開パの負担金もどんどんどんたまっていきよる。恐らくことあたりは1億円ぐらいになりやせぬかなと、矢部開パだけで。

○宮崎農村計画・技術管理課長 3地区全体で1億円強ございまして、矢部開パでは6,200万円ほどございます。ですから、全体の6割強ぐらいでございましてけれども、全体として未納金が増加傾向ではございますけれども、毎年同じような額を納付しないといけないということになりますと、過去の未済が相当ございまして、額はなかなか減っていかないでございましてけれども、最近については、農家の方も非常に厳しい状況ではございますけれども、全く払われてないということではなくて、大体当該年度に払わないといけない額、すべてではございませぬけれども、大分払っていただいているような状況でございます。

例えばで申し上げますと、平成21年度では、先ほど申しましたように、7,300万円ほど21年度分として払わないといけない部分でございましてけれども、納入をしていただいているのは5,600万円ほどでございます。ですから、25年までそういう状況でお支払いいただ

ければ、その後支払わなくてもいいことのでございますので、納入額については、できるだけ減らしていくような努力を引き続きやっていきたいと思っております。

○児玉文雄委員 開パも、抵当権を設定して、競売にかけても売れないんですよ。どしこ売りに出しても、競売にかけても売れない。恐らく25年度を満期とすれば、あと4年ぐらいありますか。この決算から見ると、あと4年、2,000万しても8,000万ぐらい。

今までも県が立てかえ払いした分がパーパープラスになったことはありますか。恐らくマイナスだろうと私は思うんですよ。地元が言うには、余り聞きにくいところもあるわけですよ。どがんなとととかと余り詳しくは聞けないもんだから、この場をかりてちょっとお尋ね……。

○宮崎農村計画・技術管理課長 先ほど申しました6,200万円ほどというのは、過去のものも含めて具体的に申し上げますと、平成18年度から21年度、昨年までの未済が6,200万円ほどあるということでございますので、それ以前につきましては完納されているということでございます。ですから、累積の赤字的なものが6,200万円あるということでございます。

○児玉文雄委員 なぜ今後少しふえるかという、払う能力のある方々は一括払いされたんですよ。あのときは、県あたりはなかなか一括払いを受けつけなかったんですよ。決まりだから、やっぱり分割で払ってください。しかし、どうにか最終的には受けつけてもらったんですが、だから能力のある方はもう借金はゼロになっているんですよ。

ならば、あと残った方々がどうかということ、まず高齢化が大変ひどいということ、農

地が本当に悪い。5割は、私は今はもう耕作していないと思っておりますよ、5割ぐらいは。そういうところですから、今すぐせいというようなことは申し上げませんが、25年たつて期間内にいかぬときは、これはずっと残したっちゃ——ずっとこのまま残っていくはずだと思うから、不納欠損あたりも考えられる。それまでに少々努力はしてもらわなきゃいかぬというふうに思いますけれども、これはもともとこの開パ事業を始めたときから間違ってしまったんですよ。

初めは、負担金はヘクター当たり7,000円というぐらいで、この事業を総額45億で始めたんです。そして、水は、ちゃんと川をせっきって、そこから取水して畑には水も引きますと、それが全部で45億だったんです。たしか昭和45～46年の仕事の始まりだったと思うんですがね、最終的に終わったときは125億円かかったんですよ。

それで、もう農家の人たちが、そんなに高い負担金は払えないということで、初め行政から3億円の寄附みたいな形で入れてもらって、しかし、3倍にもなっているものだから話がかずに、幹線道路163キロを町道編入したんですよ。だから、これ以上——その分は町道として今役場の方は払うていきよるが、恐らくこれ以上の収入を上げていくということはなかなか難しいだろうと思うんですよ。

そして、清和村あたりは、ことしはトマトが大変——おかげで収入もふえたんですけども、あの地帯は。今一番私が心配しとるのは、県も知っておられると思うけれども、養鶏場を持ってきはしないかと。そういう話は聞いておられませんか。大型養鶏場が……

（「話は別たい」と呼ぶ者あり）

○馬場成志委員長 聞いとらぬ、聞いとる。

○宮崎農村計画・技術管理課長 特に聞いて

おりません。その中とか具体的な話は聞いておりません。

○馬場成志委員長 今具体的な取り組みをいろいろやっている中で、まだ打開策ができてないということの指摘ですから、今後、また具体的に何がやれるかということをしかりと……（「見定めとかなんたい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員 78ページですけれども、上から3行目の公害防止事業費事業者負担金の8,200万円の未済金、これは解散した企業の無限責任者と書いてありますが、限をとれば無責任社員で十分だと思いますけれども、こういう種類のもので、この見通しというのは、どういうふうに立てています。

○尾山漁港漁場整備課長 この方は、毎年資産調査をやっているんですけれども、資産がゼロということで、年金だけしか取り立てができないということで、年金だけは最後まで行こうということで今考えております。

○高木健次委員 収入済み額が43万2,000円ですね。これは1年間で43万2,000円入ったということですか。

○尾山漁港漁場整備課長 そういうことです。

○高木健次委員 年金をもとにして。

○尾山漁港漁場整備課長 はい、そういうことです。

○高木健次委員 ということは、あと200年かかるということですね。

○尾山漁港漁場整備課長 そういうことにな

りますね。

○高木健次委員 この辺は、やっぱり当然今度は不納欠損あたりも対象に出てきはしないかなという感じがするんですよね。しかし、年金しかない、そのほかには方法がないというわけですよね。

しかし、これではどうしようもないわけですよね。8,000数百万入ってこないわけですから、その見通しというのは、どういうふう

に今から立てられますか。

○尾山漁港漁場整備課長 このところは、資産調査を続けることと年金をいただくということを考えていますけれども……。

○馬場成志委員長 資産調査は、まだ終了してないという感覚をお持ちですか。

○尾山漁港漁場整備課長 毎年続ける必要があるというふうに考えております。

○高木健次委員 案外隠し資産とか、そういう部類のものがあるとじゃなかつですか、しっかり調べれば。

○尾山漁港漁場整備課長 そこまではちょっと、しっかり調べたつもりですけれども……。

○村上寅美委員 関連。

今現時点はそうだけでも、差し押さえに入るまでの過程で、ちょっとおれも質問しようと思ったのは、何年君たちはそれを追求して、そして差し押さえに入ったのか、そのサイトを教えてくれぬか、わかるだけでいいから。法に基づいてしかせぬとだけんね、またされぬわけだから、だから、もうちょっと早く民間ならば早い段階の手が打てると思うといいね。

○尾山漁港漁場整備課長 平成5、6、7年までは、納める意思があつて、一応90万は納めてもらっております。

○馬場成志委員長 2007年まで……。

○尾山漁港漁場整備課長 平成7年まで、それで14年までなかなか納めてもらってないということで、14年に銀行預金の差し押さえをやっております、あるだけを。

○村上寅美委員 未納は、何年間……（「7年」と呼ぶ者あり）7年間か、6年……。

○尾山漁港漁場整備課長 7年から、もう当初からずっとですね。額が9,000万と大きいものですから。

○村上寅美委員 その間、おれが今言いたいのはね、その間のサイトが長過ぎると思うとたいね。だけん、それはそれだけのサイトを待たなくちゃいけないのか、我々はもう法律はわからぬけん、待たなくてはいけないか。もっと早く手を打てば、何かバンザイしてからはどがんならぬけんね。

○馬場成志委員長 これは、ケース・バイ・ケースでいきよつとかな。

○尾山漁港漁場整備課長 取れるというところで今行ってたところですけども、なかなか取れなかったという……。

○村上寅美委員 7年未納で……。わかった、わかった。

○高木健次委員 このことは、そういうことで簡単に思つたら結局はこれは取れないわけですから、これは今から調査等も含めてし

っかりやってください。

委員長、もう1ついいですか。

○馬場成志委員長 はい、どうぞ。

○高木健次委員 別冊附属資料の3ページなんですけれども、菊池市の食肉輸出促進対策事業で進捗率が40%、先ほどこれは訂正で地元漁協と言われたかな、漁協ですよ。これは、漁協と住民との調整に不測ということ、排水かなんかのことでもめてということ、ちょっとその辺を詳しく。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

食肉処理センターの輸出対応施設でございまして、この場合、浄化槽の建設が事業の中にあるんです。それで、浄化槽の部分が、どうしても菊池川の方に従来も排水していましたけれども、今回の場合は、また新たにすることということで、そのあたりは今もう解決はしているんですけども、その部分でおくれたということですよ。

それと、もう一つは、地元の住民というみたいな部分ですけども、かなり大がかりな工事でございますので、ダンプあたりがかなりそこに集中的に来たわけでございまして、児童あたりの安全性とかなんとか、そういった部分で地元住民との協議がちょっと長引いた、そういった部分でこのようなにちょっとおくれたということでございます。今のところは、一応今年度末には完成するような格好で今工事を進めております。

○高木健次委員 排水処理施設、これは最新型というか、そういう形で今やるわけでしょう。

○高野畜産課長 はい、そうです。

○高木健次委員 だから、非常にその辺で

は、住民の納得というの、これは得られやすいと思うんですけどもね……

○高野畜産課長 はい。

○高木健次委員 あとは、交通量の、ダンプが通るとか、そういう住民の苦情というのもあると思いますけれども、今年度中には大体完成ということ……。

○高野畜産課長 今のところすべて解決しておりますので、今順調に工事は進めておるような状況でございます。

○高木健次委員 補助事業ですからね、早くこれは通さぬと……。

○村上寅美委員 関連だけど、これは漁協としてあるのは菊池川漁協のことか。

○高野畜産課長 はい、そうです。

○村上寅美委員 内容はどがんなっとつとか。

○馬場成志委員長 畜産課長、解決したの。

○高野畜産課長 解決しております、もう。そのために、若干工事の着工がおくれましたので、こういった格好で……。

○村上寅美委員 金額は言わぬでいいから、どういう理由で——同意が要るのかい、これは、仕事は。

○高野畜産課長 あその畜産流通センターの部分で以前浄化槽がありまして、そのときには一応地元の住民と菊池漁協とのあれが終わったんですが、今回新たにまたつくるということで……。

○村上寅美委員 住民の話はいい。漁協とどういう条件だったのかと聞きよっとたい。

○高野畜産課長 私も、その詳しいところはまだちょっと……。

○村上寅美委員 後で調べて報告くれ。それでいいから。

○高野畜産課長 はい、わかりました。

○馬場成志委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 実は、きょう来るときに非常に気分の重い思いで来たわけですけども、それは61ページ、林業公社への貸し付けの問題、この前、特会の事業仕分けが行われまして、この問題が相当厳しい議論になりました。

結局、国の方では、この特会のこれまでに累積した滞納金額に対する批判も出まして、その対応についても一般会計の方に移すみたいな話になってて、あと最終的にどうなるかわかりませんが、そこで、熊本県も——私自身も、長い間この問題には関心を持ちながら本会議でも取り上げてきた課題ですが、単県の許容を超えている、そういう問題があるから、将来的には各県と協議を重ねながら国に対する支援策を求めようという、そういう前提のもとで、例えば短期的には利息の減免措置あるいは借りかえですね。その借金の借りかえ、こういうものをしながらということです。ずっと今日まで続いているわけですが、今回も4億数千万の貸し付けが行われているわけですけども、この特会に対する県としての指導、あるいは今後の林業公社の存続できる状況について、どういうふうにお考えなのか。

国の状況というのは、かなり極めて厳しい

状況にまたなったんじゃないかというふうに思っているのですが、この前の国の作業仕分け等を考えながら、県としての今後の対応をどういうぐあいに考えておられるのかということ、まず御説明いただきたいと思いません。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

林業公社につきましては、17年8月に外部の有識者から成る経営改善推進委員会を設置いたしまして、平成20年3月、その委員会から県に対しまして経営改善を実施すべきだという内容及び追加改善策を取り組みまして、報告書をいただいたところでございます。

これを受けまして、平成20年8月に、林業公社を存続させる方向で引き続き支援をするというふうな方向で、今後に関する県の方針というのを取り組むことを決めさせていただいたという状況でございます。

現在、追加的な改善策といたしまして、長伐期化の推進、あと不成績林分の見直し、また契約内容の見直しというものを行っておるところでございます。

先ほど委員の方からお話がありました国有林関係の事業仕分けの話というのがございましたけれども、熊本県の林業公社の取り扱いにおきましては、先ほど御説明いたしました林業公社経営改善推進委員会の方針をもって進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○鬼海洋一委員 現段階で、貸し付けの総額は今どれくらいになっているんでしょうか。

○河合森林整備課長 現在の貸し付けの総額は297億円でございます。

○鬼海洋一委員 約300億近くに膨らんでいるわけですよ……

○河合森林整備課長 はい。

○鬼海洋一委員 それで、先ほど新たな方針に基づく対応をなされているというお話でしたが、そういう意味で財務状況というのは、この20年以降改善しているのかどうかということはいかがですか。

○河合森林整備課長 財務状況につきましては、年間2～3億円借入金が入っているという状況でございます。原因といたしましては、林業公社の森林というのが松くい虫の被害跡に植栽をした森林が多いということ、一般的な熊本県内の森林における平均的な林齢といいますか、よりも若いという状況がございまして、いまだに手をかけて育成する段階であるということもございまして、なかなか木を伐採して収入を得るという状況にはまだ至っていないというところからでございます。

○鬼海洋一委員 今お話があったように、単年度で2億ぐらい入っているんですね。決して改善はされていない、現段階では。しかも、先ほど言いましたように、過去ずっと我々がこれを議論してきた中で、単県としての対応能力、許容の限度を超えているというように思いの中から、各県と協力して国の方でこれは支援していただこうではないかというように、そういう大方の合意の中で今日まで来ているというふうに思うのですが、残念ながら先だっけの作業仕分けの中では極めて厳しいというふうに見ざるを得ないとは思っているわけですが、その辺で、今国の状況等を含めて、今お話がありました県としての経営改善策を進めているわけですが、その辺がどういうぐあいになるというふうに思われましたか。私でさえ真っ青になるような状況でしたから、担当の課長さんは、これは大変

だというふうに思われたと思いますけれども、その辺いかがですか。

○馬場成志委員長 多分よくおわかりになって聞いておられますから、ポイントだけどうぞ。

○河合森林整備課長 正直なところ、森林整備課長に就任しまして、林業公社の問題というのは非常に大きな問題だというふうに認識しておるところでございますし、最終的には長期見通しといたしましても厳しいところではございますけれども、林業公社、また県といたしまして、最大限借入金の減少といえますか、経営が成り立つように頑張っていきたいというふうな思いで今努めておるところでございます。

○馬場成志委員長 どう感じたかというのは、その言葉で表現しておることたいな。

○鬼海洋一委員 極めて厳しいというふうに思っておりますので、やっぱり危機的な状況のもとで新たな方策を練るということは大事じゃないかというふうに思いますから、その意見として申し上げておきたいと思います。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○児玉文雄委員 ページ数なんかはちょっと見つけ出せないけれども、今中山間地の方で圃場整備が盛んに行われております。この中山間地の今小さな圃場整備、これほどが担当ですかね。

○田上農村整備課長 農村整備課でございます。

○児玉文雄委員 農村整備課。私がいつも行

き帰りしながら感じることは、発注が遅いと。ことしなんか、年が明けてから、ことしは去年度の予算ですよ。そして、長雨にたたられて、最後はようよう田植えに間に合ったか、一部は、とうとう田植えは、それは減反に振りかえてしなかったとか、大体秋の取り入れが済めば田んぼはあいてくるんだから、もう少し発注を早くできぬのかなと私はいつも感じるんですが、どうですか、そのあたりは。

○馬場成志委員長 執行についてですね。どうぞ。

○田上農村整備課長 農村整備課でございますけれども、工事発注につきましては、地元と調整をやりながら工事発注をするということで進めております。したがって、私たちもできるだけ早期に工事発注をやりたいと。

例えば、稲刈りが終わりましたら、すぐ現場に入れるようなことで進めておりますけれども、多分換地の問題とか地元調整の問題等も若干ありまして、工事の発注時期がずれ込んだんじゃないかとは思っております。

○児玉文雄委員 換地の問題は、その事業にかたるかたならぬかによって、どうしても自分の条件が合わぬときは、その事業にかたらない人なんですよ、換地でいろいろ言うとは。去年も、本当に何で年が明けてから工事が始まるかと。そして、金額的に言えば3,500～3,600万の仕事だったんですけども、もう6月ですよ、完全に終わったのは。去年は、特に。

だから、ことしの6月ですかね、雨が多かったものだから、だからもう今からの県の発注あたりは、やっぱり稲刈りが終わったらすぐ発注するようにしないと、やる人も、していただく人も、みんな困るんですよ。田植

えは、矢部あたりは5月末ころはやってしまいますから、そういうことを考えると、大変——もう少し発注を早めてくれと、そのお願いでございます。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○九谷弘一委員 団体支援総室にお伺いします。

改良資金未収が5,100万ですか、今現在400万程度入ったとかという御説明でありました。県には、1農政事務所、10振興局あるわけでありませけれども、それ別に分類してございますか、多い順に。

○牧野団体支援総室長 ちょっと集計をしてないんですけれども、6振興局に該当がございます。

○九谷弘一委員 貸し付けの審査が振興局によってバランスが狂っていると、甘くして貸し付けたところが未収が多いのか、辛くしていたところが少ないのか、その辺もチェックをしておかないと、やはり公平、平等でやっておかないと、甘くして貸し付けたところは、今度は収入を得るときは非常に未収が多くなるというようなことが出てくる可能性がある。

なぜそれを聞いたかという、例えば、振興局ごとにこういった集中豪雨が降って、そのおかげで経営が不振だったという理屈なら話はわかるけれども、一本でぽんとまとめてあるものだから、例えば、美里みたいにどっと雨が降って、集中豪雨が起きて、とてもじゃないけれども借金なんてお払いできませんという地域もたまには出てくるだろうし、その辺をお伺いしたかったんですよ。

だから、振興局ごとに、どういう作物で借りて、何がいかぬだったから経営不振になったのか、その辺を分析しておかないと、それ

は6振興局にもう一遍、借りてるのは大した戸数じゃないでしょうから、調査してください。

○牧野団体支援総室長 農業改良資金につきましては、平成14年以降は農協の方を通じまして転貸ということにしておりまして、今各振興局——先ほど申しました振興局にありますのは、あそこは比較的古いというか13年以前に県が直で審査したときのことでございます。

それで、審査自体はそんなに——一定のマニュアルに従いましてやりますし、また、資金の性質そのものが新規の取り組みを支援するというものなので、できる限り支援するというようなことでやっているところがございますから、私の理解としては、審査でどうこうというよりも、やはりその後、花とか野菜とかいろいろ取り組みの中でやっていかれるんですが、生産技術がいい人と悪い人があったとか、そういうふうなことで予定どおり償還がいかなかったというようなことではないかというふうに理解をしております。

○九谷弘一委員 何の作物が失敗が一番多くて経営不振になったのか、その分類はやるべきじゃないんですか。だから、そういった品目に改良資金であろうとも金を貸すときには、よほど注意をして貸すとか、そういった指針をつくるべきじゃないか、失敗率が高いやつについては。

○牧野団体支援総室長 わかりました。今のところ、ちょっと手持ちでは非常に大まかな野菜とか花とかの区分しかございませんので、そこはもう一回調べてみたいと思います。

ちなみに、今後その辺が改良資金自体は日本政策金融公庫の方に移るものですから、それはまた公庫と連携しながら、そこはきちつ

とやりたいというふうに思います。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで農林水産部については終了したいと思います。

当初予定していた時間よりも随分ずれ込んで始まりまして、まず皆さん方におわび申し上げたいと思います。

ただし、皆さん方が今一番心配されておられることに対して議会で取り上げたということで、それは御理解をいただいて、そして、私どもは、政治的な場面で、そういったTPPの問題でありますとかしっかりと取り組んでいきますけれども、皆さん方の立場としては、しっかりと根拠を上げていただいて、国に対して、あるいは国民に対して、しっかりとその中身がわかっていくように努力していただきますことを改めて申し上げて、この決算の本日の審査を終わらせていただきたいと思っております。どうもお疲れでございました。

入れかえのため、5分休憩して再開します。

午後4時29分休憩

午後4時34分開議

○馬場成志委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

それでは、これより警察本部の審査を行います。警察本部の皆さん方には本当に、きょうは予定している時間と随分ずれ込んでしまいましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、中尾県警本部長からお願いします。

○中尾警察本部長 馬場委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と暖かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心から御礼申し上げます。

それでは私から、最近の県警察の重点的取

り組みの中から2点、御説明をいたします。

第1は、県警察で本年当初から2年間の総合的な治安計画として推進しております安全・安心くまもと実現計画2010に掲げた基本目標に関する現状についてであります。

まず犯罪の抑止につきましては、本年9月末現在、刑法犯認知件数は1万1,360件と、昨年同期に比べマイナス1,608件と大幅に減少しております。

次に、交通死傷事故の抑止については、本年9月末現在では発生件数は7,864件、負傷者数は9,936人と、昨年同期に比べ発生件数も負傷者数もともに減少しておりますが、交通事故死傷数は61人と、昨年同期に比べ1人増加しております。

さて、犯罪の検挙についてでございますが、本年9月末現在、刑法犯の検挙件数は4,101件と、昨年同期と比べマイナス1,014件と減少し、また検挙人員も2,949人と、昨年同期に比べマイナス346人と減少しているところでございます。

このように、県下の治安情勢は比較的良好に推移しておりますものの、例年、秋口以降は強盗等の凶悪犯罪や屋内へ進入する窃盗犯罪が多発する傾向にあり、交通事故につきましても、行楽期における交通量の増加や、日没時間の早まることによる夕暮れどきにおける視認性の低下などによって増加する傾向にありますことから、予断を許さない状況にございます。

全体的には検挙件数、検挙人員ともに減少している状況にありますことから、犯罪の発生を確実に抑えながら、犯罪の検挙を伸長させるべく、引き続き県警職員一体となって、県民の方々の期待と信頼にこたえる力強い警察活動を推進してまいります。

第2は、県警察の重要課題として取り組んでおります繁華街対策についてであります。

来年3月の九州新幹線の全線開業、再来年の熊本市の政令指定都市への移行により、熊

本は九州の拠点として、さらなる発展が期待されているところでございます。

しかし、その一方で九州の拠点となる熊本市の繁華街は、商店街と風俗界が混在していることもあり、客引き行為や女性に対するスカウト行為が横行し、さらには、暴力団事務所や不法外国人の存在、違法駐車の状態化などさまざまな問題を抱えており、それらの諸問題が繁華街の発展に悪影響を及ぼしております。

県警察におきましては、これまでパトロール活動や悪質な客引き等の取り締まりを実施してまいりましたが、社会情勢の変化に伴い現行条例では規制できない新たな形態の客引き・スカウト行為や縄張り料の要求行為等が生じたことから、これらを規制し、善良な環境の確保を図るため、去る9月定例会にその取り締まりの根拠となる熊本県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例と、いわゆる出会い系喫茶を全県的に禁止する熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を上程し、議決をいただいたところでございます。

さらに、暴力団を社会から孤立させる一方で、暴力団の存在を許さないという社会機運の醸成を図るために、熊本県暴力団排除条例を本年12月定例会に上程すべく、作業を進めているところでございます。

県警察といたしましては、これらの法令を根拠とする集中的な取り締まり等の各種警察活動はもとより、自治体、関係機関、団体及び地元地域団体等の連携・協働による環境浄化活動、暴力排除活動などの諸活動を推し進めて、夜間でも若い女性や観光客等が安心して通行できる安心・安全な繁華街を実現していくことを目指してまいります。

以上、私からは最近の県警察の重点的取り組みにつきまして御説明させていただきましたが、県民の方々が安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、安全・安心熊本実現計

画2010に基づく各種施策に今後とも職員全員が心を一つにして取り組んでまいりますので、委員長を初め委員の皆様方には引き続き警察活動に対します御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

本日は、平成21年度一般会計のうち警察会計分の決算について御審議いただきますが、警務部長の方から平成21年度中の決算概要等について、会計課長の方から平成21年歳入歳出決算等について、それぞれ説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私の方からは、以上です。

○馬場成志委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いします。

○金高警務部長 警務部長の金高でございます。

昨年度の決算概要について、御説明いたします。

最初に、前年度の決算特別委員会において御指摘を受けました、施策推進上、改善または検討を要する事項等のうち警察関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

まず、決算特別委員長報告第4の1「収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、さらに一層効果的で徹底した徴収促進に努めること。」について、その後の措置状況を御報告いたします。

平成20年度末の収入未済につきましては、交通情報板等の損害賠償金、放置違反金及びこれに係る延滞金、交通事故等に係る損害賠償金の3案件、計565件、総額にしますと2,115万1,229円を計上しております。

まず最初に、交通情報板等の損壊に係る損害賠償金の一部1,323万6,586円が収入未済に

なっている事案について御説明いたします。

これは、平成10年3月、当時の阿蘇郡長陽村、現在の南阿蘇村でございますが、ここで発生しました、交通事故による交通情報板を損壊した事案で、その損害賠償金の一部が未払いとなっているものです。

本件は、平成12年に支払督促事件として債権が確定済みですが、差し押さえるべき資産の存在が確認できなかったことから、当時は、強制執行を保留しておりました。

しかし、債権確定から数年が経過し、このままでは回収不能となることへの懸念や、県警察としての債権回収姿勢を明確に示しておく必要があると判断しまして、平成17年8月、銀行口座差し押さえという強制執行を実施しましたが、しかしながら、5,889円の回収しかできなかったものでございます。

その後も、債務者の会社の営業状況や資産状況等について継続して調査を行っているところですが、その実態が判然としないなど、把握に困難を極めている状況です。

今後も、さらに債務者の実態把握に努め、あきらめることなく回収に取り組んでまいります。

次に、放置違反金等に係る収入未済について御説明いたします。

放置違反金等の収入未済は、平成20年度末で放置違反金が534件、712万9,000円、延滞金が26件4万5,700円、合計560件、総額717万4,700円となっておりますが、昨年度末までに、放置違反金297件399万6,000円、延滞金11件、1万7,000円を回収しました。

よって、繰り越し分は放置違反金237件313万3,000円、延滞金15件2万8,700円、合計252件、総額316万1,700円となりまして、一定の成果をおさめることができました。

今後も、滞納者に対する督促状や催告状の発送を初め、電話や戸別訪問による催告を継続的に行うとともに、所在不明の滞納者に対する調査を積極的に実施するなど、徹底した

徴収対策に取り組んでまいります。

次に、交通事故による警察車両の損壊に係る損害賠償金3件について御報告いたします。

1件目は、平成18年3月5日、熊本北警察署のパトカーが職務質問をしようとした際、運転手が驚き、慌てて車両を発進させたためパトカーに追突した事故につきまして、当時事故の相手が無職・無収入の状態であったために、損害賠償金6万2,798円が回収できず、収入未済となった事案であります。

その後、相手がしばらく収入がない状態が続いておりましたが、アルバイト収入があることが判明しましたので、平成21年6月から月額5,000円を分納させ、同年度末時点で4万円を回収しております。

2件目は、平成19年5月2日、熊本南警察署のパトカーが逃走中の盗難車両から衝突された事故について、相手が無職・無収入の状態であったために、損害賠償金49万7,498円が回収できず、収入未済となった事案です。

この事案につきましても、相手の稼働状況や収入状況を確認しつつ、粘り強く支払いを促した結果、昨年1月から月額1万円の分納に応じることとなり、平成20年度3万円、昨年度5万9,000円、本年度は8月末時点で2万円の、計10万9,000円を回収しております。

3件目は、平成18年4月11日、多良木警察署の捜査用パトカーが、少年院から逃走中の少年が運転する盗難車両から衝突された事案について、損害賠償金の一部22万3,247円が収入未済となった事案であります。

本件につきましては、損害額72万3,247円を全額相手負担で示談が成立しておりますが、支払いについては、少年の保護者と交渉を行ってまいりました。

その結果、平成18年12月に、損害金の一部50万円を保護者が支払ったものの、残金が未払いでございました。しかし、保護者への定

期的な連絡や分納の教示等を行った結果、1万円ずつの分納に応じることとなり、平成20年度2万円、昨年度3万円、本年度は8月末時点で1万円の計6万円を回収しております。

このように、交通事故による損害賠償金につきましては、3件とも少額ではありますが回収に努めており、今後も引き続き、債権回収を図りたいと考えております。

続きまして、決算特別委員長報告の第4の2「国が開発した自動車保有関係手のワンストップサービスシステム——頭文字をとってOSSシステムと称しますが、このシステムの管理経費等として、本県は負担金を支出しているが、事業開始から4年経過しているにもかかわらず国とのシステム接続ができておらず、活用できていない状況にある。制度のあり方あるいは改善の方向性等について適切な対策を取ること。」について、その後の措置状況を御報告いたします。

このOSSシステムとは、簡単に申しますと、自動車を保有する際に必要な各種の行政手続きがパソコンから一括して行えるシステムであり、現在、当県以外の10都府県において運用しています。

本件につきましては、昨年10月、当県警察からOSSシステムに係る都道府県警察の費用負担の割合等を協議、決定するOSS推進警察協議会長あてに、制度のあり方あるいは改善の方向性等について問題提起を行っております。

また、本年4月6日に開催されました全国知事会議においてもシステム未稼働県が負担金を支払うのは不合理ではないかとの指摘がなされています。これを受けて所管庁の1つである国土交通省から、4月28日付で、来年度以降は、これまでの年間経費約10億円を3億円以内にするというコスト削減案が提示されました。

この提案に基づき、OSS推進警察協議会

において、来年度以降は7,500万円程度となる共有経費を、現在稼働中の10都府県警察で負担すること、また1,085万7,000円の事務経費については、全国都道府県警察で案分して負担することが決定されました。したがって、来年度以降の本県警察負担金は約23万円となります。

続きまして、決算特別委員長報告の第4の11「団塊世代の退職期を迎え、高度の捜査技術等を持つ熟練職員の大量退職が続いている。治安の低下を招かないよう、退職職員の持っている捜査技術等が確実に伝授されるような対策に取り組むこと。」について、その後の措置状況を御報告いたします。

本県における警察官の退職者数は、平成9年度から平成13年度までに毎年度25人程度でありましたが、平成17年度以降、約10年にわたって毎年100人前後の退職者数となっております。急激なベテラン警察官の大量退職と、それに伴う大量採用により、今後、現場執行力の低下が懸念されるところであります。

このため、県警察におきましては、退職したベテラン捜査員を捜査実務伝承官として再雇用し、現場の捜査員等に対して各種捜査技法の実践的指導教養等を行っております。

この伝承官につきましては、現在、9人を警察本部や署に配置しており、これまで培った知識・技能・経験を若手警察官に伝えるべく、現場執行力の強化に取り組んでおります。

以上、前年度の決算特別委員会において、御指摘を受けました事項等についての説明を終わります。

○馬場成志委員長 先ほど御提案いただいたのは、ここまでという区切りですかね。

○金高警務部長 はい、そうでございます。

○馬場成志委員長 ここまでで、いきましようか。

○金高警務部長 ようございますか、はい、わかりました。

以上で、終わります。

○馬場成志委員長 引き続き、会計課長から決算資料の説明をお願いしたいと思います。

○緒方会計課長 会計課長の緒方でございます。よろしく申し上げます。

それでは私の方から、平成21年度の歳入歳出決算につきまして、お手元の平成22年度決算特別委員会説明資料に基づきまして御説明いたします。

まず、1ページ目をお願いいたします。平成21年度歳入歳出決算総括表でございます。

歳入決算は、予算現額49億848万9,000円に対しまして、調定額46億9,606万2,000円、収入済み額46億7,519万円となっております。

収入未済額が、2,087万2,000円となっております。収入未済の内訳は、先ほど警務部長が説明しましたように、1つが放置違反金及び放置違反金に係る延滞金、2つが交通情報板に係る損害賠償金、3つが熊本北署、熊本南署、玉名署及び多良木署の公用車の交通事故に係る損害賠償金、4つが恩給受給者が平成19年10月に死亡していたにもかかわらず、死亡後132万1,484円を支払っていた過払い事案の未収金を合計した金額でございます。

続いて、右側の欄の歳出決算について説明いたします。

予算現額407億276万3,000円に対しまして、支出済み額398億668万6,000円、翌年度繰越額2億8,015万8,000円、不用額6億1,591万9,000円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。歳入に関する調べについて、御説明いたします。

2ページから7ページ中段にあります認知

機能検査員講習手数料までが、免許試験、免許証交付、道路使用関係、風俗・古物営業関係等の手数料に関するものでございます。

それから、同じく7ページの中段の認知機能検査講習手数料の下の国庫支出金から、9ページの上段1行の太線までが国庫支出金に関するものでございます。

ここで、8ページをお願いいたします。

8ページの下から2段目にあります、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、その下の地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、予算現額に対して調定額、収入額とも、合わせて約2億3,700万円ほど減額しておりますが、これにつきましては21年度収入予定としておりました交付金について、交番、駐在所新築工事、交通安全施設等の整備に関する繰越明許費の設定に伴い、22年度歳入として受け入れることとしたためでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページの上段、太線の下の方の財産収入のところから、10ページの下段、太線の上の用品売払収入までのところが財産収入に関するものでございます。

次に、10ページの下段、太線の下の方の諸収入のところから13ページまでが、諸収入に関するものでございます。

11ページをお願いいたします。

11ページの上段の延滞金、これは放置違反金のところの収入未済額13万7,000円及びその下の放置違反金の収入未済額542万5,000円につきましては、先ほど御説明しました放置違反金等に係る未収金でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

雑入のところの収入未済額1,398万8,000円につきましては、これも先ほど御説明いたしました交通情報板損壊に係る損害賠償金を初め、4件の交通事故に係る損害賠償金の未収金の合計金額でございます。

また、その下の収入未済額132万1,000円に

つきましては、恩給の誤払いによる未収金でございます。

続きまして、次の14ページをお願いいたします。歳出に関する調べでございます。

14ページから最終の15ページまで、警察費に関するものでございます。

警察費で不用額が生じた理由の主なものですが、まず14ページの上から4段目の、警察本部費につきましては、各種手当の執行残、光熱水費等の節減による執行残など、2億5,456万7,000円となっております。

さらに、その下の装備費につきましては、車両修繕費等の執行残など2,878万3,000円でございます。

一番下の警察施設費につきましては、施設設計管理委託費等の執行残、施設新築等工事請負費の執行残など、1億5,302万1,000円でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

最上段の運転免許費につきましては、運転免許関係消耗品等の執行残など、3,893万3,000円でございます。

中段の警察活動費につきましては、捜査活動旅費の執行残、複写サービス等の節減による執行残、各種消耗品購入費の執行残、警察電話専用回線料等の節減による執行残など、1億3,992万5,000円でございます。

続きまして、別にお配りしております、平成22年度決算特別委員会附属資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

まず、1ページ目の平成21年度繰越事業調べでございます。これは、いずれも本年3月に平成21年度交付金として総務省から交付されました、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金2億3,768万3,000円をもとにした事業でございます。いずれも、設計委託や工事に時間を要する事業でございましたので、22年度予算とし

て繰り越しをしたものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

平成21年度県有財産処分一覧表でございます。いずれも、今後の用途につきまして検討を行い、売却したものでございまして、未使用となった交番、駐在所、職員宿舍12件を売却し、収入金額は1億4,072万4,000円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○馬場成志委員長 それでは、これで説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

○大西一史委員 今、御説明をそれぞれいただいたんですが、例の阿蘇郡長陽村の交通情報板の損壊の件ですけれども、これ私も久しぶりに決算特別委員で来ましたが、まだまだやっているんだなという感じでございます。非常にこれは厳しいなというふうに見ています。以前からずっと、この問題というのは何回も何回もこれは、決算委員になる中でこれも議論してきたわけですけれども、平成17年8月に銀行差し押さえをして強制執行しても5,889円の回収しかできなくて、それから、もう4年ですかね、5年たつわけですが、その後もこれは実態もわからず把握も厳しい、だけれどもあきらめず回収というのは、やっぱりなかなかこれいつまであきらめずにやるんだろうということで、当然それはどうか収入未済はこれは解消していただきたいと思うんですが、現実的にはかなり厳しいのではないかなというふうに思うんですが、その辺の現状というのをもう少し詳しく教えていただけませんか。これは毎回毎回この決算委員会ですべてやっていて果たしているのかどうか、そろそろ、やっぱりいろんな状況を踏まえて結論を考えていかなければならないようなものではないのかなというふう

に思うんですが、それを1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○金高警務部長 まず概要でございますが、御案内のとおり、いろいろな調査を尽くしてやっているところでございます。本年4月にも、職員による現地調査を行いました。営業活動が確認できておりません。なおかつ弁護士費用、これはまたいろいろあるんでございますが、やはり債権を回収するにも、弁護士さんと相談すると、またその分だけ費用がかかるということで、やっぱり確実に資産があるときをねらって赴き、何らかの形でやっぱり取っていかねばならないな、こういう考え方でおります。詳細について交通部の方からお願いできればと思います。

○富永交通部長 今、部長の方から説明がありましたとおり、本年4月に交通規制課の課員2名を派遣しまして現地の調査をやりましたけれども、これまでも再三やっております。ただ会社の実態がつかめないということは、もう間違いございません。確かに事務所はあるんですけれども、これはアパートの1室を事務所がわりに使用している。中には事務机程度しか置いてないということで、本人と接触もできないような状況でございます。しかしながら、福岡県トラック協会、所属するトラック協会には会費は納入しているという現状でございますので、そういったことを糸口にして現在いろいろな調べを進めているところでございます。ただ、先生がおっしゃるとおりに、回収というのは資産の状況からしてもかなり厳しいのではないかとこのふうには考えております。

○大西一史委員 福岡県のトラック協会に所属しているところに、その会費が納まっているというのは非常によくわからないところで、あきらめることなく回収はしていただき

たいとは思いますが、これをいつまでもその状態のままで毎回毎回決算をするというのも、私はちょっとどうかなと思います。

ほかの部とかと違って、警察が調べてこんな状態ということであれば、もう相当これは厳しいのではないかなというふうに思っていますので、これをあきらめろと言っているわけではないですが、そういう将来にわたって不納欠損処分といいますか、そういったこともある程度はやっぱり視野に入れていかないと、いつまでこれは引きずるんですかというのがあります。あきらめろと言っているわけではありません。だけれども、いつまでもこの状態でいいのかというのがありますので、その点はまた引き続き調べる中で、その辺を考えていただきたいというふうに思います。

それと、もう1点だけよろしいですか。

○馬場成志委員長 はい、どうぞ。

○大西一史委員 説明資料の13ページの過年度収入の年度後返納の恩給の誤払い未返納というのがありましたけれども、これは死亡後の過払いということなんです。これは御家族とかいらっしゃるので、恐らく受け取っていた方がいらっしゃることなんだろうと思いますが、これは回収はきちっとできそうなものなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○金高警務部長 これにつきましては、平成19年10月5日に死亡していた恩給受給者に対しまして、死亡後1年8カ月にわたり合計20カ月分の恩給を長男が、会社員なんです。ちょっとあきれたという事案でございます。

この関係につきましては原因として、遺族からの受給者の死亡や住所変更の連絡がなかったということと、毎年1回、住基ネットによって調査も実施していたんですが、この受

給者は当時、平成20年の調査時には住基ネットに参加していない住所地、いわゆる杉並区だったんです。ここでちょっと漏れが出てまして、我々の発覚がちょっと遅れておりました。いろいろと本人の長男と、恩給受給者の長男と接触いたしまして、その後、長男いわく、借金返済等を理由に一括返済の猶予申請がなされまして、いろいろ話し合いした結果、本年9月1日及び10月5日に3万円ずつ納付して、今後毎月2万以上は納付するという話をしましたので、一応軌道に乗っているところでございます。もちろん、分割の方が滞った場合には、もう裁判所に対する支払い督促の措置、こういったものも視野に入れていきたい、このように思っております。

○大西一史委員 今の件は、この前いろいろお年寄りの年金不正受給の話とほぼ似通った事案かなというふうに思います。

一応支払いが始まったということであれば、その様子を見なければいけません、やはりこういったものというのは恐らく金に困ってというか、そういった面もあってやっているというふうに思います。そうであるならば、滞った場合には即強制的にそういった執行がなされるような態勢をとっていただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○鬼海洋一委員 先ほど警務部長から御説明いただきました5ページ、OSSシステムの件ですが、これが負担金が軽減されたということで今お話しいただきましたが、その後この熊本県がこのシステムを利用するというような見通しとございますか、今後の展開についてはどういう状況なのか、ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○緒方会計課長 ただいまの質問でございますけれども、今後OSSの導入に関する御質

問かと思いますが、関係省庁では平成22年度までに利用実数を50%に上げて、全都道府県を稼働させたいという希望がございましたけれども、現実には10府県導入してございまして、利用率が上がらない状態で、24年度までというような目安をつけて現在動いております。

しかしながら、本県にこれを導入した初年度におきましては、構築費としまして5億2,500万円、年間維持費として9,800万円余の費用が必要となり、トータルでは6億2,000万円程度の費用が必要となります。

そういうことで、現在の非常に厳しい経済状況を踏まえて、利用率と各県の参入状況を踏まえて慎重に判断せざるを得ないかなというのが現状でございます。19年度以降、参入は10府県以外にはございませんので、他県の状況を踏まえて今後慎重に判断していく必要があるのかなと考えております。

○鬼海洋一委員 私も勉強不足で、こういうシステムが今進んでいるということを改めて知ったわけですがけれども、このコストの分担率が相当落ちて23万円になった、これは非常にいいことだというふうに思いますけれども、しかし、今お話しのとおり現在10県、将来どれくらいになっていくかという意味では極めて重要な問題ではないかというふうに思いますから、ぜひその点が将来における見通し等についても、ぜひ見極めながら、とりあえずは23万円の負担が続いていくというふうに思うんですけれども、特にこれは国交省と各県との連携をとりながら進めていただきますように、お願いしておきたいと思っております。

○中原隆博委員 1点だけ、お尋ねいたします。

15ページですね。まず1ページと関連するわけでございますけれども、むだ遣いをなくして、より節約した中でやっていくというこ

とは、これはどの課においてもどの部署においても大事なことであろうと思います。

そんな中で、特に警察本部の場合には不用額が6億を超えているということですね。それとあわせて15ページを見てみますと、例えば環境犯罪対策の強化に9万5,000円とか、ストーカー行為などDV対策の推進に12万2,000円とか、何万円単位が非常に出てくるわけですね。これは、いずれも重要な県民の市民のそれぞれの生活者の安心・安全のためにこれは必要な施策の1つだと思っただけです。これは額が非常に小さ過ぎる。ここまで辛抱して不用額を6億も残すということであるならば、もう少しこれは対策費を打ちながら、より安心して安全なということに、もう少しシフトすべきじゃないかなというふうに思いますけれども、私から見たらこの不用額のその6億ということと、この事業費の中の何万単位のそれぞれは非常に mismatch というか、おかしく思うのでございますけれども、その点いかがでしょうか。

○金高警務部長 まず不用額について御説明いたしますが、不用額につまみしてもいろいろ各種手当、いわゆる扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、退職手当等がございます。

特に退職手当なんかは、例年並みに予算措置をしていたんですが、定年退職を待たずして途中でやめる方が見込みより少なかったというのもございます。退職手当はちょっと額が大きいものですから。あるいは捜査、捜査というのはいつも動いておまして、どういう場所に出張する、あるいは捜査費がかかる等々ございます。

そういうことで、見込みよりも捜査に使う費用が余りかからなかったとか、そういった我々にとっては見通しよりも違った面も出てまいります。

また光熱水費等こういったものの節減、こうしたものでも結構節減に努めまして、逆に

不用額が生じたという面もございます。

私からは、それだけです。

○吉村生活安全部長 生活安全部長の吉村でございます。

今御指摘のありました事業の中で、それぞれ項目、金額の大小はあるわけですが、例えばですけども、安全・安心なまちづくり事業費の中で、これは21年度の緊急雇用創出基金を活用したセーフティーパトロール事業というのがあったんでございますが、これの入札残、これが5,453万円ほど出ております。これは金額的に予算額が3億3,000万円ほどのものでしたので、そういったところでの事業の中で、大きいものとしてはこういうものが出ています。

それから、その他のところでも、予算要求の際は見込額でやっていますけれども、入札で落ちる場合と定価で予算を見込んでいて、それが落札のときには落ちるとか、そういったものの蓄積と、今、警務部長の方から話がありました人件費的なものとか、そういったものが重なったというようなことで理解しています。

○中原隆博委員 それはそれで、よくわかるんです。例えば、暴走族総合対策の推進に53万円、ほかの部分とかぶっている部分があると思うんです。だから、その部分は差し引いたにしてもちょっと少な過ぎるという部分がありますので、こういうのはもう少し事業費として計上してやっていかれたらいいんじゃないか、これは要望としてお願いしておきます。以上です。

○馬場成志委員長 ほかにありませんでしょうか。

○内野幸喜委員 歳入のところの不動産の売り払い収入368万7,000円、これは別添の資料

を見ると、これは牛深警察署の旧河浦駐在所と天草警察署の二江駐在所の2つを売った分の収入ということなんですか。

○馬場成志委員長 何ページですか。

○内野幸喜委員 説明資料は10ページです。それから県有財産処分一覧表というところですか。もう1回よろしいですか。

この不動産の売り払い収入で368万7,000円となっています、土地が365万円、家屋が3万7,000円ですね。これを見ると、この3万7,000円が牛深警察署の旧河浦駐在所、土地の方が天草警察署旧二江駐在所を売った分の収入ということになるんですか。

○金高警務部長 21年度に、二江駐在所及び河浦署を新築しております。天草警察署の二江駐在所のものにつきましては、これは県有地でございまして、家屋つきで天草市に売却したと。それと牛深署の河浦駐在所ですけれども、これは町有地でございまして、建物はかなり古かったんですけれども、建物つきで売却していただきたいということで、建物つきで売却した関係で、そこに3万7,000円ということです。これは、通常は平地にしますと、解体で150万円ほどかかりますので、この部分は節減できた部分かなと考えております。

○内野幸喜委員 となると、この2つを引いた1億3,700万円というのは、歳入には入ってこないということになるんですか。県有財産処分一覧表の1億4,000万円ぐらい、収入金額が1億4,072万4,809円というふうになっていますが、この歳入に関する調べを見ると368万7,000円だけなんですね。この差し引いた1億3,700万円というのは、歳入にはならないということですか。

○馬場成志委員長 後ろで答えてもよかですよ。どうぞ。

○高木会計課次席 会計課の高木でございます。

事務的にお答えさせていただきます。土地を売却します場合に、管財課の方に所管を移して売却するケースと警察の方で直接売却する方法がございますので、警察計上分が用地費として上がっているということでございます。

○内野幸喜委員 例えば、県警としては本当はこの1億4,000万円収入がありますけれども、これを見ると職員住宅が幾つかありますね。私は、職員住宅というのは、やっぱり必要なところだと思うんですね。例えば、急に招集とかの場合も当然ありますし、やはり近くにいないといけないという独特な職務を持っていると思うんですけれども、これはみずから売ろうと思ったのか、県警として売ろうと思ったのか、それとも県の方針として、今やっぱり行財政改革とかやっているものだから、そういった兼ね合いで売るに至ったのか。

○緒方会計課長 ここに、附属資料の2ページに県有財産処分一覧表というのを付けております。主なものにつきましては、職員住宅と駐在所の関係でございますけれども、これは建て替えによるものでございますので…

○内野幸喜委員 では、別途また違う場所に代替地があって、そこに新たに作り直したものですね。はい、わかりました。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

○児玉文雄委員 昨年、この山都町の下名連

石というところの駐在所、部長さん、たしか8月ごろおいでたと思うんですが、大変立派な駐在所ができたんですが、ちょっと聞くとところによると、熊本の業者が落札しておるみたいですよ。公共事業というのは、それはそういう公にするのが当然でしょうけれども、地方には建築に関しての公共事業というのはほとんどないんです。だから、せめて上益城郡単位ですとか、何かそこあたりをちょっと考えていただきたい。熊本一円に条件の合う人が応札してくれと。そうなると地域が潤いませんで、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

○馬場成志委員長 さまざまな事情があると思いますけれども、適用できる部分についてはしっかりと適用していただきたいということだと思います。

何か答えますか。はい、どうぞ。

○緒方会計課長 去年あたりからの経済対策で、職員宿舎であるとか駐在所、交番所、大分建てかえておまして、一応、県内業者に限るといような限定条件で発注をやったところでごさいます、先生おっしゃられたのも十分検討していきたいと思います。

○馬場成志委員長 ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○馬場成志委員長 なければ、これで警察本部の審査を終了したいというふうに思います。

次に、次回は第6回委員会となりますが、11月8日月曜日午前10時から開会し、企画振興部の審査を行い、午後1時から各種委員会、出納局等及び商工観光労働部の審査を行いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は時間を大幅に変更しましたこと、御協力いただきましたことに感謝申し上げます、

終わりたいと思います。どうも、お疲れでございました。

午後5時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長